

武蔵野市学校施設整備基本計画

令和2(2020)年3月

武蔵野市教育委員会

武蔵野市学校施設整備基本計画

目 次

第1章 学校施設整備基本計画について.....	- 1 -
1 計画策定の背景・目的.....	- 1 -
2 計画の位置付け.....	- 1 -
(1) 国の計画との整合.....	- 1 -
(2) 本市の他計画との関係.....	- 1 -
3 計画の対象.....	- 2 -
4 計画の期間と見直しのサイクル.....	- 3 -
第2章 学校施設整備の現状と課題.....	- 4 -
1 学校施設の保有状況.....	- 4 -
2 これまでの学校施設の整備状況.....	- 5 -
3 現状と課題.....	- 6 -
(1) 老朽化への対応.....	- 6 -
(2) 児童生徒数の推移と今後の推計.....	- 6 -
(3) 財政の現状と今後の予測.....	- 7 -
(4) 標準的な施設整備水準の確保.....	- 7 -
(5) 新たな教育的ニーズへの対応.....	- 8 -
(6) 学校施設を取り巻く環境の変化.....	- 9 -
(7) 建築上の制約条件の変化への対応.....	- 9 -
(8) ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理.....	- 12 -
第3章 学校施設整備にあたっての考え方.....	- 13 -
1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性..	- 13 -
(1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育.....	- 13 -
(2) 自信を高め、意欲を育む教育.....	- 14 -
(3) 多様性を生かす教育.....	- 14 -
(4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育.....	- 14 -
2 学校施設整備に向けた考え方.....	- 14 -
(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設.....	- 14 -
(2) 安全でゆとりのある施設.....	- 15 -
(3) 地域のつながりを育てる施設.....	- 17 -
(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上.....	- 18 -
第4章 計画・設計の具体的事項.....	- 21 -
1 施設規模.....	- 21 -
(1) 普通教室.....	- 21 -
(2) 面積.....	- 21 -

(3) 校舎（諸室面積基準）	- 21 -
(4) 校舎以外	- 22 -
2 施設の配置と整備方針	- 23 -
(1) 共通事項	- 23 -
(2) 個別事項	- 24 -
(3) 管理区分	- 28 -
第5章 整備スケジュールと費用の見通し	- 29 -
1 整備スケジュール	- 29 -
(1) 改築順序の基本的な考え方	- 29 -
(2) 劣化状況調査結果	- 29 -
(3) 具体的な改築順序	- 34 -
2 事業費（現段階の参考試算）について	- 37 -
第6章 整備の進め方	- 38 -
1 推進体制の確立	- 38 -
(1) 改築懇談会（仮称）の設置	- 38 -
(2) 庁内体制	- 38 -
2 計画的な整備の実施	- 38 -
(1) 改築の手順	- 38 -
(2) 工程と期間	- 39 -
(3) 議論の進め方	- 39 -
3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し	- 40 -
参考資料	- 41 -
資料1 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱	- 41 -
資料2 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員名簿・事務局名簿	- 44 -
資料3 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会等開催状況	- 46 -
資料4 素案に対するパブリックコメント概要と対応一覧	- 48 -
用語集	- 74 -

- ・巻末に用語説明を掲載している用語には*の記号を付けています。
- ・数値については、端数処理の関係で内訳の計と合計が一致しない場合があります。

第1章 学校施設整備基本計画について

1 計画策定の背景・目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和30～50年代に建築され、最も古い学校施設は令和2(2020)年に築後60年となります。

市では、平成25(2013)年3月に『公共施設再編に関する基本的な考え方』をまとめ、既存施設を安全性や利便性など必要な改善を実施して、長寿命化を図りながら原則60年は使用することとしました。

学校施設についても、この方針に基づき維持管理を行ってきましたが、今後連続して築後60年が到来することから、計画的に更新を行う必要があります。

これまで、武蔵野市教育委員会では新たな教育課題、学校の適正規模、地域の公共施設として学校施設に求められる機能などについて検討した結果を『武蔵野市学校施設整備基本方針』(平成27(2015)年5月)および『武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ』(平成29(2017)年2月)として公表しました。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、本計画において今後20年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針および標準的な仕様を定めるものです。そして本計画に基づき、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行います。

2 計画の位置付け

(1) 国の計画との整合

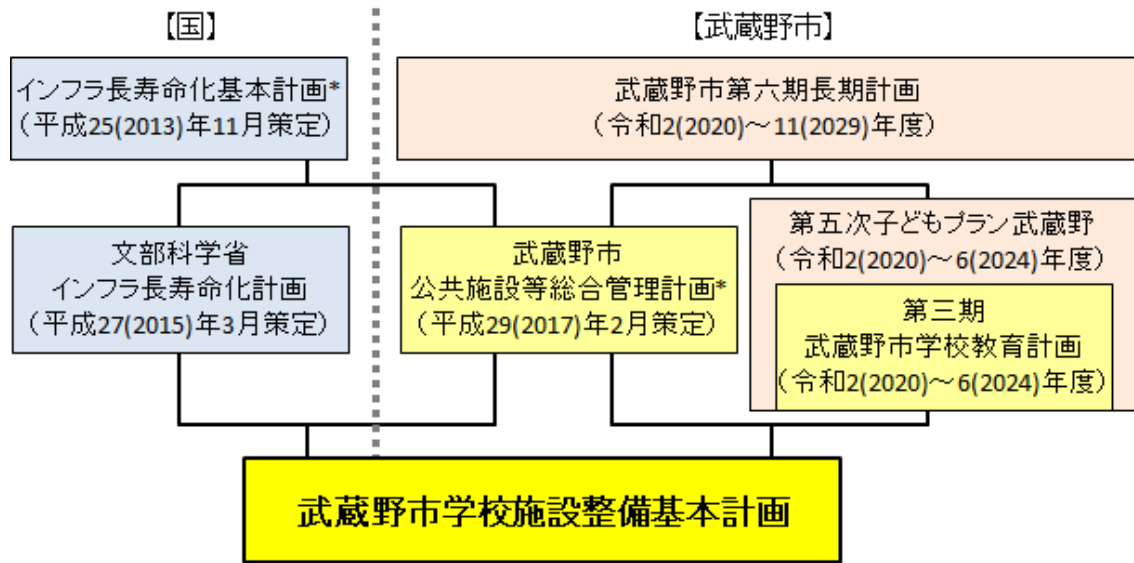
国の『インフラ長寿命化基本計画*』において、各自治体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにし、整備の基本的な方針として公共施設等総合管理計画*を策定することとされています。

さらに、各自治体は公共施設等総合管理計画*に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画(長寿命化計画)を令和2(2020)年度までのできるだけ早い時期に策定することが求められており、本計画は本市の学校施設についての個別施設計画となります。

(2) 本市の他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である『武蔵野市第六期長期計画』および教育分野の個別計画である『第三期武蔵野市学校教育計画』の内容を踏まえ、学校教育施設についての具体的な方針を示した計画であると同時に、『武蔵野市公共施設等総合管理計画*』の学校教育施設の類型別施設整備計画でもあります。

【図表 1 本計画と上位計画の関係図】



ほか、『武蔵野市地域防災計画』『武蔵野市生涯学習計画』『武蔵野市都市計画マスタープラン』等の関連計画との整合を図っています。

3 計画の対象

本計画の対象は、本市が所管する学校施設（小学校 12 校、中学校 6 校）とします。

【図表 2 武蔵野市立小中学校一覧】

小学校		中学校	
第一小学校	吉祥寺本町 4-17-16	第一中学校	中町 3-9-5
第二小学校	境 4-2-15	第二中学校	桜堤 1-7-31
第三小学校	吉祥寺南町 2-35-9	第三中学校	吉祥寺東町 1-23-8
第四小学校	吉祥寺北町 2-4-5	第四中学校	吉祥寺北町 5-11-41
第五小学校	関前 3-2-20	第五中学校	関前 2-10-20
大野田小学校	吉祥寺北町 4-11-37	第六中学校	境 3-20-10
境南小学校	境南町 2-27-27		
本宿小学校	吉祥寺東町 4-1-9		
千川小学校	八幡町 3-5-25		
井之頭小学校	吉祥寺本町 3-27-19		
関前南小学校	関前 3-37-26		
桜野小学校	桜堤 1-8-19		

【図表3 武蔵野市立小中学校配置図】



4 計画の期間と見直しのサイクル

本計画は令和2(2020)年度から、大部分の学校の更新が視野に入る令和25(2043)年度までの24年間を全体の計画期間とします。そして、全体期間を3期に分け、当初の計画期間を令和9(2027)年度末までの8年間とし、その期間中に更新する学校を定め、順次設計、施工を進めていきます。

ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、様々な変動を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8(2026)年度に行います。

第2章 学校施設整備の現状と課題

1 学校施設の保有状況

【図表4-1 学校施設基本情報（小学校）】

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数 (2019)
						西暦	和暦	
第一小学校	校舎棟	10,591	RC	5	4,369	1968	S43	51
	体育館棟		RC+S	3	791	1969	S44	50
	プール更衣室棟		S	2	296	2000	H12	19
第二小学校	校舎棟	9,850	RC	4	5,030	1967	S42	52
	体育館棟		RC+S	3	777	1967	S42	52
第三小学校	校舎棟	11,370	RC	4	4,564	1969	S44	50
	北校舎棟		RC	3	552	1974	S49	45
	体育館棟		RC+S	3	870	1968	S43	51
	第二体育館棟	857	RC	3	823	1987	S62	32
第四小学校	北校舎棟	13,045	RC	5	5,264	1972	S47	47
	南校舎棟		RC	2	1,106	1978	S53	41
	体育館棟		RC+S	3	771	1968	S43	51
第五小学校	北校舎棟	9,710	RC	4	2,593	1960	S35	59
	西校舎棟		RC	4	2,710	1972	S47	47
	体育館棟		RC+S	3	1,483	1971	S46	48
大野田小学校	校舎棟	15,051	RC	6	12,150	2004	H16	15
	西校舎棟		S	2	382	2017	H29	2
	体育館棟		RC+S	2	1,268	1979	S54	40
境南小学校	東校舎棟	14,192	RC	4	2,505	1971	S46	48
	西校舎棟		RC	5	5,163	1975	S50	44
	体育館棟		RC+S	2	789	1976	S51	43
	調理場棟		RC	1	361	1975	S50	44
本宿小学校	校舎棟	11,482	RC	5	6,671	1978	S53	41
	体育館棟		RC+S	2	794	1978	S53	41
	調理場棟		RC	1	354	1978	S53	41
千川小学校	校舎棟	10,714	RC	5	6,075	1996	H8	23
	体育館棟		RC	2	3852	1996	H8	23
井之頭小学校	校舎棟	9,987	RC	5	5,445	1974	S49	45
	体育館棟		SRC	3	2,110	1986	S61	33
関前南小学校	校舎棟	12,620	RC	4	3,631	1971	S46	48
	体育館棟		RC+S	2	752	1971	S46	48
桜野小学校	校舎棟	12,176	RC	4	5,134	1977	S52	42
	北校舎棟		RC	3	1,483	2010	H22	9
	西校舎棟		S	3	1,128	2014	H26	5
	体育館棟		RC+S	4	3,022	2001	H13	18

RC : 鉄筋コンクリート造

S : 鉄骨造

SRC : 鉄骨鉄筋コンクリート造

【図表4-2 学校施設基本情報（中学校）】

施設名	建物名	敷地面積 (㎡)	構造	階数	延床面積* (㎡)	建築年度		築年数 (2019)
						西暦	和暦	
第一中学校	校舎棟	15,335	RC	4	5,880	1963	S38	56
	西校舎増築棟		RC	2	372	1983	S58	36
	音楽室棟		RC	2	337	1988	S63	31
	体育館棟		SRC	5	4,030	1982	S57	37
第二中学校	校舎棟	15,024	RC	5	5,976	1967	S42	52
	東校舎増築棟		RC	2	264	1992	H4	27
	体育館棟		SRC	4	2,973	1984	S59	35
第三中学校	校舎棟	13,700	RC	4	4,041	1971	S46	48
	体育館棟		SRC	5	4,730	1982	S57	37
第四中学校	校舎棟	19,996	RC	5	8,538	1974	S49	45
	体育館棟		RC+S	5	6,892	1992	H4	27
	特別学級棟		S	2	451	1991	H3	28
第五中学校	校舎棟	19,559	RC	3	4,419	1961	S36	58
	北校舎増築棟		RC	2	427	1974	S49	45
	プール更衣室棟		RC	1	107	1984	S59	35
	音楽室棟		RC	2	264	1985	S60	34
	体育館棟		RC+S	2	1,288	1964	S39	55
第六中学校	西校舎棟	10,392	RC	5	4,686	1971	S46	48
	東校舎棟		RC	3	2,132	1980	S55	39
	体育館棟		RC+S	3	1,153	1972	S47	47

2 これまでの学校施設の整備状況

【図表5 学校施設の主な整備】

年度	内容
昭和30～50年代(1955～1984)年	校舎、体育館の非木造化
昭和55(1980)～62(1987)年度 平成14(2002)～18(2006)年度 平成20(2008)～21(2009)年度	学校施設耐震補強
平成5(1993)～8(1996)年度	千川小改築事業
平成8(1996)年度	旧境北小と旧桜堤小を統合し、桜野小開校
平成10(1998)～23(2011)年度 平成14(2002)～17(2005)年度	小学校内へのこどもクラブ*設置 小学校内へのあそべえ*設置
平成15(2003)～16(2004)年度	大野田小改築事業
平成17(2005)年度～	予防保全*（劣化保全・改良保全）の事業化
平成22(2010)年度 平成26(2014)年度	桜野小校舎増築（児童増対策）
平成23(2011)年度～	普通教室、特別教室等への空調設備設置
平成27(2015)～30(2018)年度	特定天井の耐震改修
平成29(2017)年度	校内無線LAN*化
平成29(2017)年度	大野田小校舎増築（児童増対策）
平成30(2018)～令和元(2019)年度	体育館への空調設備設置

3 現状と課題

(1) 老朽化への対応

ア 現状

令和元(2019)年度末時点で最も古い棟の築年数が、施設の更新時期に近い築後50年以上である学校が44%であり、長寿命化改修*を行う時期の目安とされる築後45年程度(文部科学省『長寿命化改修*の手引き』より)を超える学校を加えると、全体の77%となります。

【図表6 学校施設築年分類】

	50年以上	45年以上50年未満	45年未満
小学校	5校	3校	4校
中学校	3校	3校	0校
全体割合	44%	33%	22%

イ 課題

本市では、大半の学校で築年数が45年を超えており、かつ、更新の目安とする築後60年到来が2020年代後半～2030年代前半に集中するため、計画的な更新と、更新までの適切な維持管理を行う必要があります。

(2) 児童生徒数の推移と今後の推計

ア 現状

小学校児童数は昭和55(1980)年度、中学校生徒数は昭和61(1986)年度をピークに下がり始め、平成24(2012)年度にそれぞれ当時の5割、4割程度まで減少した後、再び増加傾向にあります。

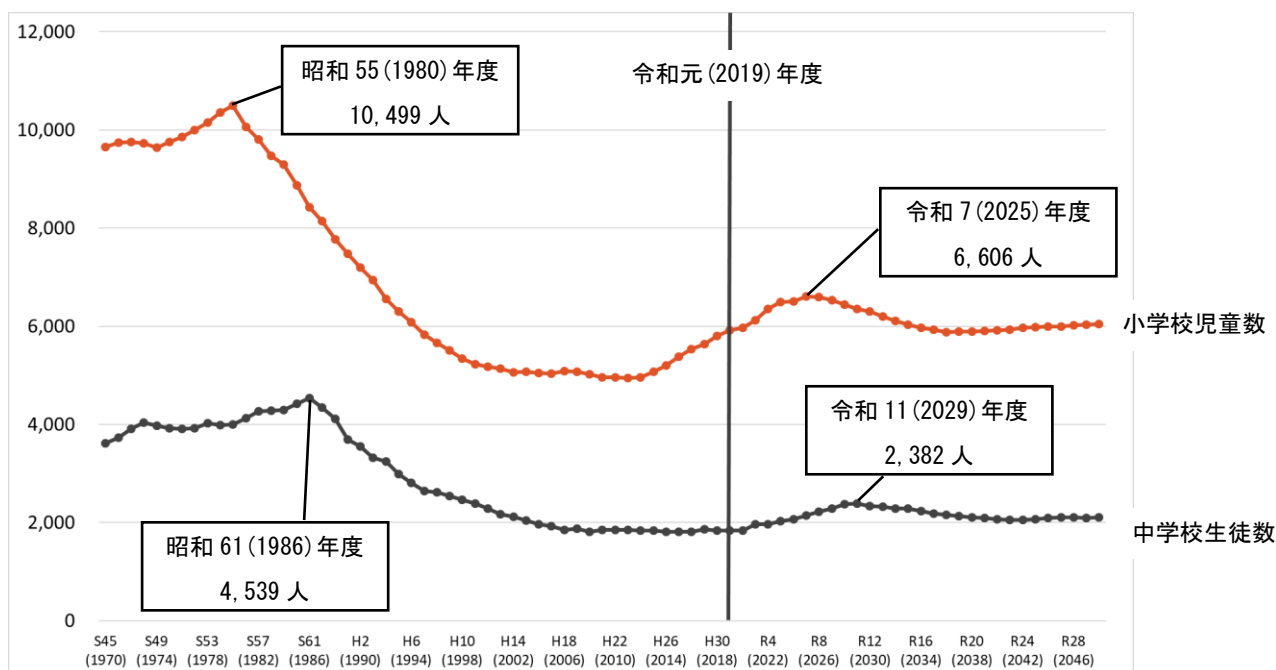
今後の市立小中学校の児童生徒数の推計は、市内のマンション開発による転入および出生数の増加等の影響を受け、しばらく増加した後なだらかな減少傾向となりますが、30年後は小学校児童数、中学校生徒数とも現在より若干増加する見込みです。

イ 課題

児童生徒数の推計値は更新する学校施設の規模に大きな影響を与えますが、推計の実施時期により結果に差異が生じるため、市の長期計画・調整計画を策定する際に実施する児童生徒数推計をはじめとした最新の推計値を注視するとともに、児童生徒数の変化に柔軟に対応できる施設とする必要があります。

将来的に人口が減少し、学校教育法施行規則等の法令および『武蔵野市学校施設整備基本方針』で規定する適正規模を下回る学校については、学区の見直しや、統廃合および施設の複合化*・多機能化*を検討する必要があります。

【図表7 市立小中学校児童生徒数の推移 昭和45(1970)年度～令和30(2048)年度】



昭和45(1970)年度～令和元(2019)年度：5月1日現在の児童生徒数
 令和2(2020)～30(2048)年度：児童生徒数推計（平成30(2018)年度 武蔵野市）

(3) 財政の現状と今後の予測

ア 現状

市立小中学校の学校施設整備に必要な資金として平成13(2001)年度に武蔵野市学校施設整備基金*を設置し、平成30(2018)年度末の残高は約123億円です。

一方、本市の公共施設の床面積において学校施設は52%を占めており、今後の老朽化対策には多大な財政負担が予想されます。

イ 課題

今後も健全な財政を維持しながら公共施設等の更新を着実に進め、充実した公共サービスを継続していくためには、市の将来的な財政予測の範囲内で更新できるよう、学校施設の規模や整備水準が過大とならないようにしなければなりません。

また、財政負担を平準化するため、1年あたりの建設校数などを考慮し、最適な更新時期を決定する必要があります。

(4) 標準的な施設整備水準の確保

ア 現状

従来の学校施設は、市としての標準的な基準が無く整備を行ってきたため、規模の基本単位となる普通教室の大きさが違うなど、学校ごとの差異が生じています。

習熟度別学習用教室、特別支援教室*等、新たに必置となった施設の整備は完了

していますが、多目的室、ランチルーム*など任意とされる施設も含め、余裕教室*を転用していることが多く、学校ごとに諸室の種類や室数、面積に差異があります。

イ 課題

公立学校として、可能な限りすべての学校で公平な教育環境を整える必要があるため、本計画においては、今後の学校施設に必要な機能・性能を明確にし、規模と水準の考え方を定める必要があります。

(5) 新たな教育的ニーズへの対応

ア 現状

令和2(2020)年度より全面実施(中学校は令和3(2021)年度)となる新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学び*の実現に向けた授業改善が求められています。また、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、今後の学習活動においては、積極的にICT*を活用することが想定されています。

今後の学習活動においては、図書・映像・インターネット等あらゆる媒体からの情報を日常のかつ同時に扱う必要も生じることから、従来の学校図書館、パソコン教室等のあり方を見直す必要があるほか、普通教室についても、対話的かつ多様な学習活動に対応できるよう整備することが求められます。

特別支援教育においては、対象の児童生徒の増加に対応するため、平成29(2017)年度に第三小学校にひまわり学級を設置しました。また、特別支援教室*を平成29(2017)年度に全小学校へ設置し、令和2(2020)年度からは全中学校に設置します。

【図表8 市立小中学校施設内の特別支援学級*等】

障害種別	小学校	中学校
知的障害	ひまわり学級(第三小) むらさき学級(大野田小) けやき学級(境南小)	群咲学級(第四中)
難聴・言語障害 (通級制)	こだま学級(桜野小)	エコールーム(第一中) (難聴のみ)
肢体不自由	いぶき学級(大野田小)	いぶき学級(第四中)
情緒障害等	特別支援教室*(全校)	

イ 課題

新たな教育的ニーズに対応できるよう普通教室および諸室を整備し、多様な学習形態に対応できる空間にする必要があります。また、ICT*機器の進歩や活用方法の変化など常に最新の情報を踏まえ、施設の整備を行う必要があります。

また、インクルーシブ教育システム*の構築に向けた取り組みとして、障害の有無に関わらず誰もが利用しやすく、学ぶことができるように基礎的環境整備*推進の観点から施設を整備する必要があります。特別支援教育については、将来的に必要なとなる規模と配置を考慮しながら整備を進める必要があります。

(6) 学校施設を取り巻く環境の変化

ア 現状

学校運営では、教員以外の外部からの支援人材や地域住民の協力が不可欠であり、学習指導要領においても、社会に開かれた教育課程が求められています。

また、震災への対策に加え、近年の地球温暖化による水害・風害の増加により、避難所としての学校施設の充実が求められているほか、学校および子どもの安全に対する意識が高まり、学校における防犯、不審者対策の強化が求められています。

さらに、女性の就労率の上昇等により、児童の放課後対策であるあそべえ*、こどもクラブ*の充実も求められています。

SDGs*は国際社会共通の目標であり、本市の学校施設整備においてもその達成に向けた取り組みが求められます。

イ 課題

学校の教職員のほか、保護者、支援人材、地域住民がチーム学校*として円滑に活動できるよう、施設を計画する必要があります。

また、防災面では校庭、屋内運動場*、多目的室、防災倉庫等、避難所として必要なスペースと機能を明確にし、計画的に配置する必要があります。安全対策については、学校教育としての必要性に加え、地域住民の利用、避難所使用等の観点から総合的に検討する必要があります。

あそべえ*、こどもクラブ*は引き続き学校内に設置することとし、必要規模等、整備についての考え方を整理する必要があります。

SDGs*の項目の中でも、環境問題は喫緊を要する課題です。学校施設は、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設とする必要があります。

(7) 建築上の制約条件の変化への対応

ア 現状

高さ制限*や日影規制*など、建築以後に改正された法規制等により、現在と同じ規模、同じ配置では施設の更新ができない場合があります。また、10ページ【図表9 建築制限上の課題】のとおり、児童生徒数の推計を踏まえ、必要な機能を反映させた結果、更新後の施設の規模が現在より大きくなる学校があります。

イ 課題

教育活動を十分に行うための校地を確保できない場合には、【図表9】の①～⑤に示した条件の整理、更新年次の調整等を行う必要があります。

また、施設を効率的・効果的に配置するため、一つの学校の中で、建物により建築年が違う場合は、校舎棟と同時に他の棟を更新する必要があるほか、現在の校庭に更新後の建物を建てるなど、配置を大幅に変える必要が生じる可能性があります。

さらに、児童生徒数推計が大きく変動した場合には学区を見直す必要が生じる可能性があります。

【図表9 建築制限上の課題】

学校名	用途地域*	敷地面積 (㎡)	建蔽率* (%)	許容建築面積 *(㎡)	容積率* (%)	許容延床面積 *(㎡)	高さ制限* (m)※
第一小学校	第一種低層住居専用地域	10,379	50.6	5,359	104	11,015	12
	近隣商業地域	212					
第二小学校	第一種低層住居専用地域	9,850	40	3,940	80	7,880	12
第三小学校	第一種低層住居専用地域	11,370	60	6,822	100	11,370	12
第四小学校	第一種低層住居専用地域	13,045	50	6,523	80	10,436	12
第五小学校	第一種中高層住居専用地域	9,710	70	6,797	180	17,478	15
大野田小学校	第一種住居地域	15,051	70	10,536	200	30,102	23
境南小学校	第一種中高層住居専用地域	14,192	80	11,354	200	28,384	23
	第二種中高層住居専用地域						
本宿小学校	第一種低層住居専用地域	11,482	50	5,741	80	9,186	12
千川小学校	第一種住居地域	10,714	80	8,571	200	21,428	23
井之頭小学校	第一種低層住居専用地域	9,987	70	6,991	100	9,987	12
関前南小学校	第一種低層住居専用地域	12,620	50	6,310	80	10,096	12
桜野小学校	第一種中高層住居専用地域	12,176	70	8,523	200	24,352	20
第一中学校	第一種中高層住居専用地域	15,335	80	12,268	200	30,670	17
第二中学校	第一種中高層住居専用地域	15,024	70	10,517	200	30,048	15
第三中学校	第一種中高層住居専用地域	13,700	70	9,590	200	27,400	15
	第二種中高層住居専用地域						
第四中学校	第一種住居地域	19,996	80	15,997	200	39,992	23
第五中学校	第一種低層住居専用地域	16,764	52.85	10,337	97.14	18,999	12
	第一種中高層住居専用地域	2,795					
第六中学校	第一種低層住居専用地域	10,392	50	5,196	80	8,314	12

※高さ制限*(m)が12mの場合は、建築基準法第55条第2項に基づく特定行政庁*の認定が必要である。

必要施設規模				計算上の余裕面積 (㎡)		課題解決		学校名
延床面積* (㎡)	想定建築面積* (延床面積*/ 想定階数) (㎡)	想定階数 (地上/地下)	校庭等建物以 外の面積(㎡)	延床面積*	建築面積*	想定される方法	難易度	
				許容延床面積*- 必要延床面積*	敷地面積-想定建 築面積*-建物以 外の必要面積			
8,141	2,035	3/1	6,512	2,874 (敷地が不整形)	2,044	④	大	一小
8,591	2,148	3/1	6,474	-711	1,229	① ② ③ ④ ⑤	大	二小
8,687	2,172	3/1	7,092	2,683	2,106			三小
8,301	2,075	3/1	7,367	2,135	3,603			四小
10,306	2,577	3/1	6,620	7,172	514	① ② ③	大	五小
11,937	2,387	4/1	7,342	18,165	5,322			大野田小
12,420	2,484	4/1	7,228	15,964 (敷地が不整形)	4,480	④		境南小
8,118	2,030	3/1	7,132	1,068	2,321			本宿小
7,899	1,580	4/1	6,547	13,529	2,587			千川小
10,299	2,575	3/1	6,611	-312	801	① ② ③ ④ ⑤	大	井之頭小
8,115	2,029	3/1	7,438	1,981	3,153			関前南小
12,724	2,545	4/1	6,893	11,628	2,738			桜野小
9,406	2,352	3/1	10,421	21,264	2,563			一中
8,437	2,109	3/1	10,195	21,611	2,720			二中
7,709	1,927	3/1	9,776	19,691	1,997			三中
9,565	1,913	4/1	10,983	30,427	7,100			四中
8,247	2,749	3/0	10,874	10,752	5,935			五中
7,646	1,912	3/1	9,414	668	-934	① ② ③ ④	大	六中

① 用途地域*を変更する	大
② 地区計画*を導入する	大
③ 学区区域を変更する	大
④ 隣地等、敷地を拡張する	大
⑤ 一部機能を校外設置する	大

【図表 10 高さ制限*、日影規制*と校舎・校庭の配置（例）】

	現状	改築（南側校庭）	改築（北側校庭）
平面	<p>校舎 校庭(南) 5000㎡</p>	<p>校舎 校舎 校庭(南) 2500㎡</p>	<p>校庭(北) 5000㎡ 校舎</p>
立面 (斜線制限*)	<p>校舎 校庭(南) 5000㎡</p>	<p>校舎 校舎 校庭(南) 2500㎡</p>	<p>校庭(北) 5000㎡ 校舎</p>
	絶対高さ制限*、斜線制限*、日影規制*等において、既存不適格*または許可を得た状態	現状と同じ場所では現行法に抵触するため、校舎を南に移動させなければならない	校舎を南側に配置すると、現状と同程度の面積の校庭を確保することができる

(8) ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理

ア 現状

本市では、ファシリティマネジメント*の考え方に基づき、公共施設の維持管理について、平成 17(2005)年度より予防保全*（劣化保全・改良保全）を実施し、さらに将来的な整備・更新を計画的かつ着実に行うため、平成 28(2016)年度に『武蔵野市公共施設等総合管理計画*』を策定しました。

同計画で示されるとおり、一般的なコンクリートの供用期間*が 65 年とされていること、コンクリートの中性化*進捗から推計すると 60 年程度で鉄筋の腐食が始まるとされていること、日本建築学会発行『建築物の耐久計画に関する考え方』における目標耐用年数が 60 年であること、および施設の機能的限界も勘案し、学校施設は築後 60 年での更新を基本とします。

イ 課題

『武蔵野市公共施設等総合管理計画*』の個別施設計画として、その目的である長期的な健全財政に向けた公共施設等の維持・更新および安全性や利便性に優れた公共施設等の再整備に寄与する計画とする必要があります。

具体的には、基本方針および類型別方針に沿ったうえで、全市的な教育機能の配置、教育内容の質の確保および向上の視点とともに、複数の学校による学校施設の共同利用および地域の実情にあわせた多機能化*・複合化*を検討する必要があります。

また、更新に至るまでの施設および更新後の施設、いずれについても、予防保全*の考え方に基づき、健全な状態を維持する必要があります。

第3章 学校施設整備にあたっての考え方

1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性

義務教育9年間を通して、意図的・計画的に発達段階に応じた教育を進め、社会の中で自分の役割を果たしながら、人間力を高め、自分らしい生き方を実現する教育を目指します。

「知」については、基礎・基本の定着や問題解決能力の育成等に重点を置いた連続性・系統性をもった指導を通して、子どもたちに学ぶ意欲を育み、将来に夢や希望をもって力強く歩んでいける力を一層育みます。

「徳」については、地域の方々の支援を受けながら、社会性や市民性の向上に重点をおいた指導を通して、一人一人の多様性を認め、他者への思いやりの心をもつ子どもたちを育てます。また、社会の一員としての自覚をもち、自己有用感を高めながら自分の意見や意思をもって行動できる力を育てます。

「体」については、体力と健康の基礎づくりや運動能力の向上に重点を置いた指導を通して、生涯にわたって健康の保持増進や、運動習慣を確立するための基礎を培います。同時に、運動部活動の地域スポーツ化*を進めます。

また、配慮を要する子どもへの特別な支援をはじめ、子どもの貧困問題の解決や地域コミュニティの活性化という視点に立って、学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもたちの育ちや学びを支援する地域基盤をより一層確かなものとします。そのため、「子どもの最善の利益」に寄り添うことができる、総合的な成長支援の基盤としての学校づくりを目指します。

このような目標のもと、『第三期武蔵野市学校教育計画』では今後5年間（令和2（2020）～6（2024）年度）の学校教育の基本的な方向性を示しています。

基本理念は、「自ら人生を切り拓き、多様な他者と協働してよりよい未来の創り手となる力を育む」で、このような力を子どもたちに育成するため、今まで大切にしてきた「生きる力」を育む教育を一層推進するとともに、子どもたちが様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力などを十分に身に付けられるよう、教育活動を展開します。

この基本理念のもと、施策の基本的な考え方として以下を掲げています。

(1) これからの時代に求められる資質・能力を育む教育

子どもたちが、主体的に、対話的に、深く学ぶことによって学習内容を人生や社会の在り方と結びつけて理解したり、生涯にわたって能動的に学び続けたりするために必要な力を育む教育活動を展開します。また、思考力・判断力・表現力等を育成するため、生涯学習事業とも連携していきます。

子どもたちがどのような職業や人生を選択するかにかかわらず、また、どのような場

所で生活しようとも、変化を前向きに受け止め、人間ならではの感性を働かせて、人生や社会をより豊かなものにしていけるよう、必要な資質・能力を育みます。

(2) 自信を高め、意欲を育む教育

子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識して「自分らしさ」を見失うことなく、自らの力の向上に向けて努力し、安心できる環境の中で、自らの力を最大限発揮できるように自信や意欲を高める教育を推進します。

(3) 多様性を生かす教育

様々な背景をもつ子どもたちが一緒に学ぶ公立学校は、これからの社会の形成者として欠かせない、互いのよさを生かして協働する力や優しさ、思いやりなどの人間性を幅広く育むことができる強みをもっています。

この公立学校の強みを生かし、多様な他者と協働しながら、答えのない課題に対して納得解や最適解を見いだす力を育てる等、よりよい社会を創っていくための多様性を生かす教育を進めます。

(4) 学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育

家庭や地域社会が担うべき役割を明確にするとともに、PTAや地域社会の持続性にも配慮しながら、学校・地域社会・家庭がそれぞれの役割を主体的に果たし、同じ目的に向かって取り組めるよう、相互の意思疎通を十分に図り、連携・協働した教育を進めます。

2 学校施設整備に向けた考え方

(1) 学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設

ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり

普通教室については、多様な学習内容・学習形態および児童生徒の主体的な活動を支援し、豊かな創造性を発揮できる空間として計画します。

普通教室を、一斉指導による学習以外に、チームティーチング（複数教員による協力的指導）による学習、個別学習、習熟度別・少人数指導による学習、グループ学習等の活動および児童生徒の学習成果の発表などに対応するための学習メディア等が活用できる多目的な空間として整備するとともに、同様の多目的な用途や複数学年による学習等で使用できる多目的室を、普通教室と連携しやすい場所に整備します。

イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズ*の整備

主体的な学習活動を支援する場として、ラーニング・コモンズ*を整備します。ラーニング・コモンズ*内には従来の学校図書館のほか、パソコン教室の代替と

して、I C T*機器を使った集団学習ができる I C T*学習室および集団での調べ学習等に活用したり、自習等に使用できる多目的室を併設します。

図書、I C T*機器、視聴覚教育メディアその他学習に必要な教材等を管理し、様々な情報を収集できる場所としたうえで、小中学校それぞれの教育活動に応じた活用ができるよう、可変性を持たせた空間とします。また、各教科の学習活動等において効果的に活用することができるよう、利用のしやすさを考慮し、児童生徒の活動範囲の中心的な位置に配置します。

ウ I C T*環境の充実

児童生徒の主体的な学習活動を支え、情報活用能力の育成や、校務情報化も含めた教員の働く場としての機能向上のため、I C T*環境を計画的に整備します。

エ 教科教育の充実のための特別教室・特別教室まわり

複数の教員等の指導など多様な学習形態への対応およびラーニング・コモンズ*等との連携を考慮し計画します。また、観察、実験、実習等の際に必要な器具、情報機器等を効果的に活用できるよう施設環境を整備します。

オ 学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画

将来の学級数の変動や学習内容・学習形態等の変化に柔軟に対応することができるよう、スケルトン・インフィル*とするほか、できるだけ授業に影響を与えずに工事ができるよう、配管等を工夫します。

カ インクルーシブ教育システム*の構築に資する施設

一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の実施を考慮した施設として、バリアフリー*対応やユニバーサルデザイン*の採用だけでなく、障害の有無にかかわらず各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に学ぶことができる施設となるよう計画します。

(2) 安全でゆとりのある施設

ア ゆとりと潤いのある生活の場

児童生徒の生活の場・居場所としてゆとりと潤いのある施設とするため、児童生徒等の行動範囲、動作領域、人体寸法を考慮し、心理的な影響も含めて施設を計画します。同時に、教職員もゆとりを持って活動できるよう、動線に配慮し、必要な諸室を整備します。

イ 健康に配慮した計画

児童生徒の心と体の健康を支え、校内の快適性を確保するため、『学校環境衛生基準』に基づく保健衛生および採光、通風、換気等に十分配慮します。また、教職

員の働く場としての労働衛生に配慮した施設とします。

更新、改修等を行った後の養生・乾燥期間を十分に確保し、室内空気を汚染する化学物質の濃度が基準以下であることを確認したうえで供用を開始するとともに、建材、家具等は、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、若しくは少ない材料を採用します。

ウ 体力向上のための十分な運動用空間の確保

体育の授業等教育活動を実施するため、屋上および地下の利用も考慮に入れ、十分な運動用空間を確保します。

エ 自然災害に対する安全性の確保

自然災害から児童生徒等の命を守り、施設や設備の損傷を最小限にとどめ、被災後の教育活動等の早期再開を可能とするため、非構造部材*も含め、十分な耐震性能を持たせるとともに、水害・風害等の発生も想定し、施設の配置を計画します。

オ 安全・防犯への対応

学校内にある全ての施設・設備について、児童生徒の多様な行動を想定し十分な安全性を確保します。特に、事故の危険性を内包する箇所（昇降口、階段の踊り場など）は安全性を重視した分かりやすい構造とします。

施設への出入りを管理できるよう敷地内や建物内および外部からの見通しを確保し、機械警備設備・防犯カメラ・門扉の電子錠等を用いた不審者の侵入を抑止することができる計画とするとともに、諸室間の連絡が容易となるよう内線電話網および緊急事態発生時に活用できる通報システム等を設置します。

さらに、保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた防犯対策および事故防止対策を計画します。

カ バリアフリー*な施設

全ての児童生徒、教職員等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように、スロープ、手すり、トイレ、出入口、エレベーター等の配置に配慮したバリアフリー*な施設として整備します。

また、学校の教育活動への支援人材の受入れ、地域住民の利用、災害発生時の避難所としての役割も踏まえ、ユニバーサルデザイン*の採用や、校舎の全ての階に多目的トイレ*を設置するなど、多様な人々が利用することを想定し計画します。

キ 環境との共生

環境負荷の低減、環境教育での活用、災害時の避難所としての温熱環境の確保等、様々な観点を考慮したうえで、施設の状況に合わせた技術を導入し、環境との共生を図ります。

ク 自校調理施設の整備

学校教育における食育の推進のため、改築にあわせ小学校への自校調理施設の整備を進めます。

ケ カウンセリングの充実のための施設

保健室、教育相談室*、保護者等のための相談スペース等については、カウンセリングの機能を総合的に計画し配置します。

(3) 地域のつながりを育てる施設

ア 学校・家庭・地域の連携・協働を支える施設

保護者、地域住民等が学校の運営や教育活動を支援する取組などについて、学校と連携・協働し、チーム学校*として円滑に活動できるよう、必要な諸室を整備します。

イ 地域における児童福祉の場となる施設

あそべえ*、こどもクラブ*は学校内に設置します。学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備します。

ウ 地域の避難所となる施設

防災倉庫および備蓄倉庫を学校に設置します。

校庭、屋内運動場*、プール、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）、給食調理室（小学校のみ）は、『武蔵野市地域防災計画』に規定される避難所として必要な機能を満たし、障害者、高齢者、妊産婦等の要配慮者の利用、および災害時の炊き出しの実施も想定し施設を計画します。なお、避難所の規模は、各学校の状況に応じ、可能な限り対応するものとします。

また、教育活動の早期再開が可能となるよう配慮します。

エ 複合化*への対応

学校施設の複合化*については、更新時の物理的余裕および地域性を鑑み、学校ごとに検討を行います。検討にあたっては、質の高い学校教育の実施、という施設本来の目的を踏まえたうえで、学校教育との親和性および教育効果の観点から行い、学校と管理運営を完全に分離し、学校（管理職）への負担がかからないことを前提とします。

また、将来施設に余裕が発生した際に、さらなる複合化*に対応できるよう、スケルトン・インフィル*の設計を取り入れます。

オ 学校開放（多機能化*）のための施設環境の整備

校庭、屋内運動場*、プール、多目的室（開放用）、家庭科室（調理室）は、当初

より施設開放を想定し、防犯対策を実施し安全性を確保したうえで、地域住民が積極的に利用できるよう、様々な利用者に配慮した、快適、健康、安全で利用しやすい施設とします。同時に、開放管理室を設置し、学校との管理区分を分離するなど、学校開放の運営と維持管理が行いやすい施設となるよう計画します。

カ 地域に調和し愛される施設

地域における核となる施設として、地域の歴史および伝統、景観、住環境等と調和し、児童生徒・地域の住民から永く愛される施設となるよう、躯体*強度を長期仕様*にするなど、長期にわたり使用可能な施設として計画します。

(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上

時代の変化に合わせて、本市が必要とする学校施設の機能・性能を満たす機能的更新は、長寿命化改修*だけではいずれ困難になります。また、6ページ【図表6 学校施設築年分類】のとおり、本市の学校の77%が、長寿命化改修*の時期の目安とされる築後45年程度（文部科学省『長寿命化改修*の手引き』より）を超える施設を有しています。このため、財政的効果も勘案したうえで、さらなる長寿命化改修*ではなく、長寿命化は築後60年までとし、築後60年を目安に改築をします。

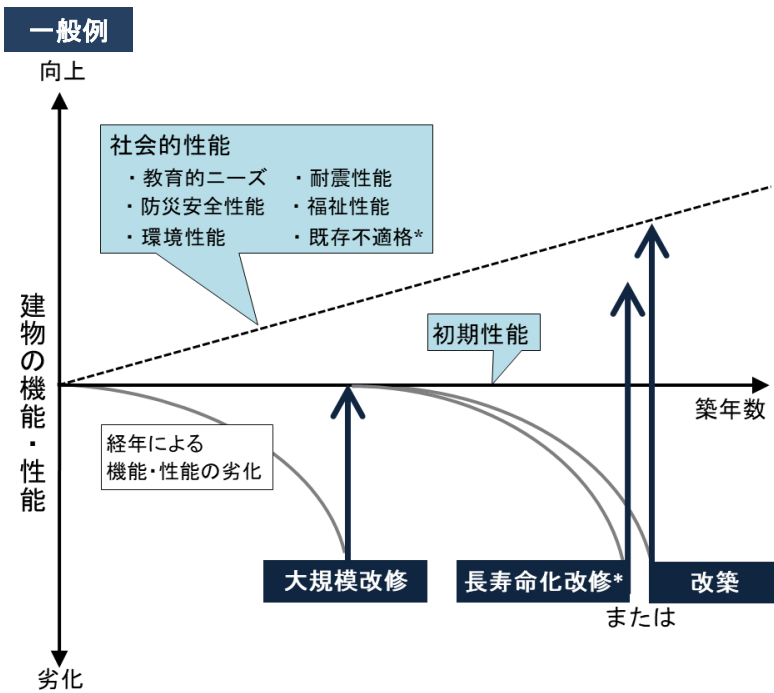
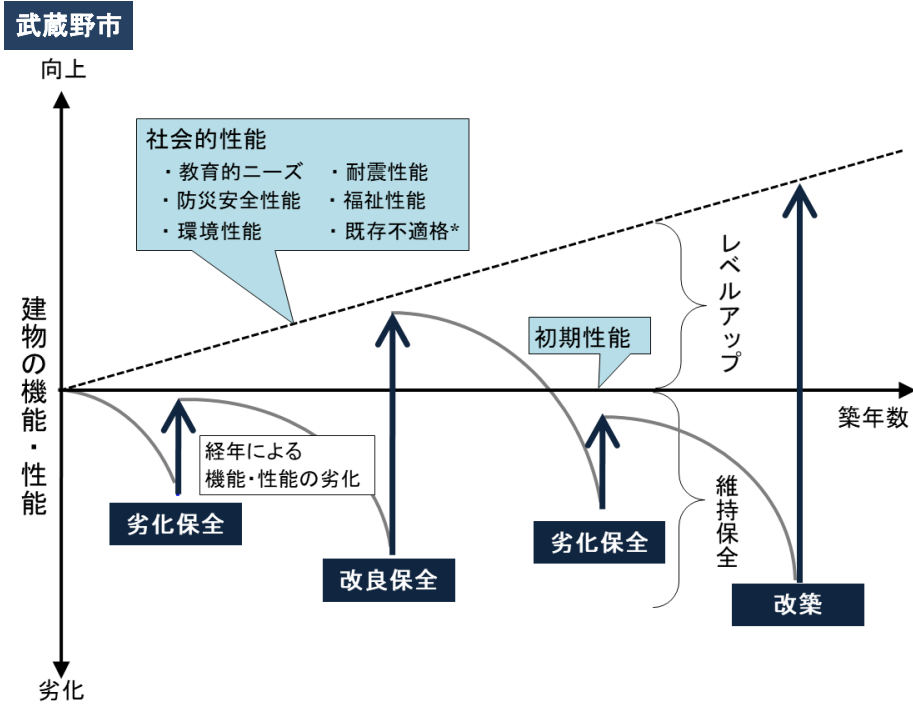
施設の維持管理について、本市は予防保全*の考え方に沿って劣化・改良保全整備を実施しています。具体的には、営繕担当部署が施設ごとに原則毎年すべての保全部位を調査し、その結果をもとに劣化保全と改良保全を合わせて行っています。

【図表11 保全部位（建物の根幹となる部位・機器）】

建築	： 屋根、屋上、外壁、軒裏、バルコニー、外部建具
電気	： 低圧受電盤、受配電盤、変圧器、高圧遮断機、負荷開閉器、電力コンデンサー、高圧ケーブル、蓄電池、整流器、動力制御盤、発電設備、分電盤
空調	： 冷温水発生器、ボイラー、冷凍機、冷却塔、空調機、排送風機、タンク、空調ポンプ、空調配管
衛生	： 給水管、給湯管、汚水・排水管、通気管、消火管、ガス配管、貯湯槽、飲料用水槽、雑用水用水槽、オイルタンク、給水ポンプ、揚水ポンプ、排水ポンプ、給湯ポンプ、給油ポンプ
防災	： 自火報、防火扉・シャッター、非常用放送、屋内消火栓、スプリンクラー

改築に至るまでの施設および改築後の施設、いずれについても、施設を適正な状態に保つため、上記のとおり整備を実施します。将来的には、市の施設全体を対象として、これまで行ってきた劣化・改良保全整備に、快適性を高める内装改修や、保全部位以外で定期的に更新が必要な部位の改修も加えた『保全・改修計画*』を定め、本計画との連携を図ることでより計画的な維持管理を行います。

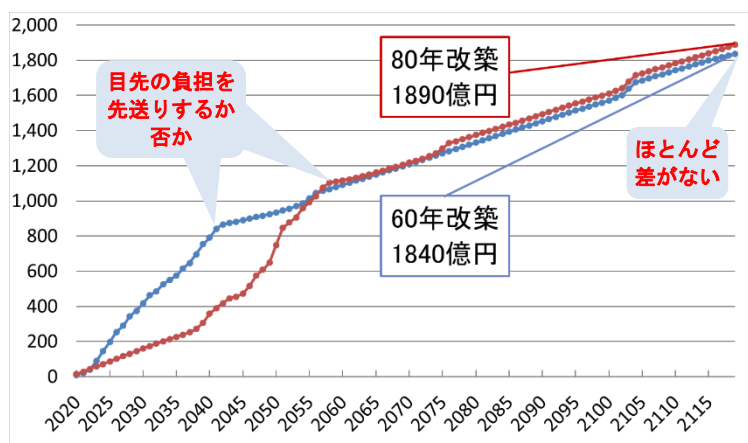
【図表 12 老朽化対策の比較】



【図表 13 改築と長寿命化改修*の比較】

視点	改築 (60年使用)	長寿命化改修* (80年使用)
時代の変化への対応 (機能的更新)	容易	困難 【図表 14】
工事の期間	長い(約2年)	長い(長期休業日と学期中)
廃棄物	多い	少ない
長期的費用	差異なし※	

※長期的費用比較(2020~2119年度、100年間)



本市の方針「築後60年で改築」と、文部科学省が参考例として示す「築後40年目に長寿命化改修*し、築後80年で改築」の場合について、学校施設にかかる投資的経費*の累計額の比較

【図表 14 長寿命化改修*では困難な機能的更新(例)】

教育効果	柱や構造壁の位置を変えることができないため、ニーズに応じた諸室の変更ができない
ゾーニング*	諸室の配置を変えることが難しいため、非効率な配置を是正できないほか、管理区分を明確に分けることができない
バリアフリー*	エレベーター設置等、現在必要な機能を満たすことができない場合がある
法適合	防火区画*等、既存不適格*の改善が難しい

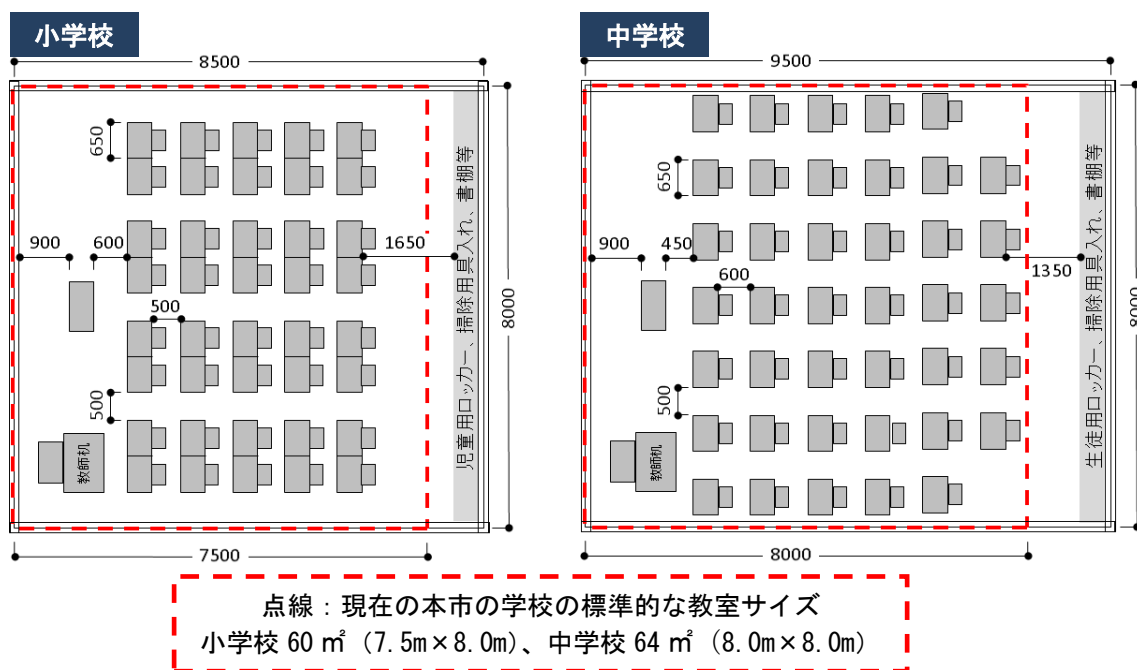
第4章 計画・設計の具体的事項

1 施設規模

(1) 普通教室

普通教室1室あたりの面積を小学校68㎡前後、中学校76㎡前後とし、設計の基本単位として「コマ」と表現します。

【図表15 普通教室レイアウトシミュレーション】



(2) 面積

改築する施設面積の算定には、諸室面積基準で示すコマ数・室数等を基準に、改築後に見込まれる最大の児童生徒数・学級数を勘案し、決定します。

(3) 校舎（諸室面積基準）

	諸室名	コマ数/室	備考
普通教室	普通教室	1.00	・児童数に応じた室数を確保する
	習熟度別学習室	1.00	・各校2室
特別教室	理科室	2.00	・準備室含む ・授業数に応じた室数を確保する
	音楽室	3.00	・準備室、楽器保管庫含む ・授業数に応じた室数を確保する(小学1～2年の授業数は不算入)
	家庭科室	2.00	・準備室含む
	技術室	2.00	・準備室含む
	図工室・美術室	2.00	・準備室、作品保管庫含む ・授業数に応じた室数を確保する(小学1～2年の授業数は不算入)

	諸室名	㎡数/室	備考
	教育相談室*	0.50	
	進路指導室（中学校のみ）	0.50	
ラーニング・ commons*	I C T*学習室	1.00	・ 保管庫含む
	学校図書館	2.5～3.5	・ 準備室含む ・ 学級数に応じた規模とする
	多目的室（ラーニング・ commons*内）	1.00	
管理諸室	職員室	2.5～3.5	・（固定席数＋兼用席数）× 5㎡を確保する ・ 休憩スペースを含む
	事務室	0.50	
	校長室	0.50	
	用務員室	0.50	・ 倉庫、作業スペースを含む
	保健室	1.00	
	印刷室	0.50	
	倉庫・教材室	0.50	・ 教材室 6学級ごと 1室＋倉庫 1室
	職員更衣室	0.3～0.7	・ 各校 2室 ・ 学級数に応じた規模とする
	放送室	0.50	
	会議室	1.00	
	応接室	0.50	
	配膳室	0.50	・ 配膳が必要な各階に 1室
その他（学校）	多目的室	2.00	・ 各校 2室
	児童会・生徒会室	0.50	
	児童生徒用更衣室	0.50	・ 各校 2室
	特別支援教室*（プレイルーム）	0.50	
	特別支援教室*（指導教室）	0.5～1.5	・ 児童数に応じた面積を確保する
	個別支援教室*（小学校のみ）	0.50	
	給食調理室（小学校のみ）	3.2～7.4	・ 児童数×0.6㎡を目安とする
（開放）	多目的室（開放用）	2.00	・ 各校 1室
	P T A・青少協室	1.00	・ 倉庫含む
	開放管理室	0.25	
地域子ども館*	あそべえ*（小学校のみ）	1.5～2.0	・ 利用者数に応じた規模とする
	こどもクラブ*（小学校のみ）	1.00	・ 入会数×1.65㎡で必要な室数を確保する
	共用部（廊下、階段、トイレ、昇降口等）		・ 床面積全体の40%以下とする

特別支援学級*の関連諸室については、個別に検討を行う

(4) 校舎以外

	施設名	規模
学校教育	校庭	・ 50m以上の直線走路を確保する ・ トラック周囲、小学校120m以上、中学校150m以上を確保する
	プール	・ 1校あたり25m×12m（6コース）程度とする
	屋内運動場*	・ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に示された学級数に応じた必要面積とする ・ アリーナ 1面あたり 2展開の授業が可能な規模を確保する
防災	防災倉庫	・ 100㎡
	備蓄倉庫	・ 20㎡

2 施設の配置と整備方針

(1) 共通事項

分類	整備方針
学校の適正規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校：各学年概ね30人以上 ・ 中学校：各学年2学級以上かつ各学級概ね30人以上 ・ 小学校は6学年6学級、中学校は3学年6学級以下になることが見込まれる場合に対策を検討する
標準的な仕様・コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設規模の縮減、建築単価の抑制に努める ・ 施設の面積は、本計画の諸室面積基準による面積を上限とする ・ 整備水準は原則として東京都『公共施設整備の基本指針』および『標準建物予算単価』に沿うものとする ・ 可能な限り仮設校舎を要しない計画とする ・ 国・東京都の交付金・補助金を積極的に活用する ・ 敷地形状や建築制限等を考慮の上、保守費が過大とならない計画とする
環境性能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都『省エネ・再エネ東京仕様*』において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する ・ その他の技術については『武蔵野市建築物環境配慮指針』や今後設定される『武蔵野市の公共施設の環境配慮基準』に沿って個別協議により決定する ・ ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する ・ 国の補助メニュー「エコスクール・プラス*」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面の効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討する ・ 多摩産木材、エコセメントの活用に努める

(2) 個別事項

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
普通教室	普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年まとまった配置を基本とする ・快適な環境を確保することを前提に、最良の向きを選ぶ ・小学校低学年児童教室は校庭に行き来しやすく、安全性等にも配慮した位置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・収納スペースを十分に確保する
	習熟度別学習室		<ul style="list-style-type: none"> ・普通教室への転用および間仕切りによる分割が可能な仕様とする
特別教室	理科室	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光の得られる屋外作業空間と連続した配置を検討する 	
	音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器を屋内運動場もしくは外部へ搬出することを想定し、配置する 	
	家庭科室	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開放、行事および災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする 	
	技術室		
	図工室・美術室		
	教育相談室*	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室と近接させる ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする 	
	進路指導室 (中学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする 	
ラーニング・コモンズ*	I C T*学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・I C T*学習室、学校図書館、多目的室を一体として配置する ・全ての学年が利用しやすい場所に配置する ・小学校は、あそべえ*への開放を想定した配置とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・I C T*学習室、学校図書館、多目的室の各々の機能を、別の学級が同時に使用できるよう、間仕切り、遮音等に配慮する ・小学校には、低学年用読み聞かせスペースを整備する ・中学校には、個人学習が可能な自習スペースを整備する
	学校図書館		
	多目的室 (ラーニング・コモンズ*内)		

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
管理諸室	職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭から直接出入りできるよう、原則として1階に設置する ・校庭全体を見渡すことができるよう配置する ・校長室と接続させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・執務スペースとしての基本的な機能および安全衛生に配慮し整備する ・物品および文書を適切に管理するための収納スペースを確保する ・個人情報を中心して管理することができるよう、十分な鍵付収納庫を確保する ・全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材、地域子ども館*館長が執務し、情報共有やコミュニケーションを図ることができる環境とする ・打合せスペース、休憩スペース、給湯スペースを設置する ・チーム学校*の円滑な運営と、セキュリティの確保を両立できるよう配慮したレイアウトとする ・児童生徒対応用のカウンターを設置する ・将来的な面積の拡大・縮小の可能性に柔軟に対応できるよう計画する
	事務室	<ul style="list-style-type: none"> ・来客の受付を行うため、来客用昇降口に隣接または正面に配置する 	
	校長室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室と接続させる 	
	用務員室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室、事務室と近接させる 	
	保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭から直接出入りでき、緊急車両がアクセスしやすい場所に配置する ・教育相談室*と近接させる ・管理諸室との連携に配慮する 	
	印刷室	<ul style="list-style-type: none"> ・人の出入りを管理しやすいよう、職員室から見通しの良い位置に配置する 	
	倉庫・教材室		
	職員更衣室		
	放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・職員室と一体または近接させる 	
	会議室		
	応接室	<ul style="list-style-type: none"> ・校長室と隣接、または正面に配置する 	
配膳室	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校の1階配膳室は搬入車両が出入りしやすい配置とする ・搬入口と児童生徒の動線を分離する 		

	諸室名	配置	空間構成・仕様等
その他 (学校)	多目的室		<ul style="list-style-type: none"> ・小学校では生活科を兼ねる ・ラーニング・commons*の機能の一部を兼ねることができるよう、必要な設備を設置する ・ホール、オープンスペース*、視聴覚室の機能の一部を代替する
	児童会・生徒会室		
	児童生徒用更衣室		
	特別支援教室* (プレイルーム)	・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする	
	特別支援教室* (指導教室)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は個別支援教室*と隣接させる ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする 	
	個別支援教室* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室*と隣接させる ・周囲に気兼ねせず出入りできる配置とする 	
	給食調理室 (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入車両が出入りしやすい配置とする ・搬入口と児童生徒の動線を分離する ・災害時の炊出しでの利用を想定した配置とする 	・文部科学省『学校給食衛生管理の基準』に従い、整備する
(開放)	多目的室(開放用)	・避難所としての利用を想定した配置とする	<ul style="list-style-type: none"> ・ランチルーム*、和室、ラウンジ*機能を兼用する ・災害時に避難所の一部(思いやりルーム*)として使用することを想定し、必要な機能を整備する
	P T A・青少協室		
	開放管理室		
地域子ども館*	あそべえ* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・あそべえ*、こどもクラブ*は隣接させる ・学校と管理区分を分けることができるよう配置する ・校庭から直接出入りできる配置とする 	
	こどもクラブ* (小学校のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場*、学校図書館と連絡の良い位置に配置する ・校内トイレにアクセスしやすいよう配置する 	
共用部 (廊下、階段、トイレ、昇降口等)		<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口は、可能な限りG L (グランドライン)からの高低差がないよう配置する ・授業で使用する教室がある階には必ずトイレを設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・昇降口は1コマあたり9学級分までを目安とする ・原則として、和便器は設置しない ・多目的トイレ*を各階1カ所以上設置する

特別支援学級*の関連諸室については、個別に検討を行う

	施設名	配置	空間構成・仕様等
学校教育	校庭	<ul style="list-style-type: none"> ・日影規制*、斜線制限*や仮設校舎回避などの観点から、必要な機能を確保することを前提に、従来と同様の南側への配置のほか、北側への配置も検討する ・緊急時の車両の出入りおよび災害時の活動がしやすいよう校門の位置も含め、計画する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必置とする設備は、体育倉庫、うんてい（小学校のみ）、鉄棒、砂場とする ・備蓄倉庫とは別に、防災倉庫を校庭に設置する ・土舗装を原則とし、土舗装が難しい場合は全天候型の舗装（ウレタン、ゴムチップ等）も検討する ・小学校の学級園を校庭に設置できない場合は、屋上への設置を検討する ・小学校のビオトープ*は、敷地内での設置が不可能な場合は、生物多様性や環境学習に関する教材について個別に検討する
	プール	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として全校に設置するが、校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用および地域住民との共同利用（複合化*・多機能化*）を検討する ・屋外プールは、近隣や他教室に対する騒音および外部からの視線を考慮し、配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防水利としての吸水を可能とする
	屋内運動場*	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所利用を想定し、安全かつバリアフリー*であることを前提とし、配置する 	<ul style="list-style-type: none"> ・武道場の機能は、屋内運動場*のアリーナで兼用する ・避難所利用を想定した温熱環境を確保し、男女別のトイレ、更衣室を設置する
防災	防災倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が寄り付くことができる場所に設置する 	
	備蓄倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる屋内運動場*との連携に考慮し、配置する 	

(3) 管理区分

学校施設の利便性を向上させ、管理区分を分けることができるよう、性質ごとにゾーニング*をしたうえで、各諸室間の連携・連続性に配慮し、まとまった配置とすることを基本とします。

【図表 16 ゾーニング*】

学校管理			地域子ども館*管理	開放担当管理
教室ゾーン	管理ゾーン	保健・支援ゾーン	放課後ゾーン (小)	開放ゾーン
普通教室	職員室	保健室	あそべえ*	<u>屋内運動場*</u>
習熟度別学習教室	事務室	教育相談室*	こどもクラブ*	<u>プール</u>
特別支援学級*	校長室	特別支援教室*		<u>家庭科室</u>
(知的障害・肢体 不自由)	応接室	個別支援教室*		<u>防災倉庫</u>
学校図書館	用務員室	難聴・言語障害学級		<u>備蓄倉庫</u>
(ラーニング・commons* 内)	放送室			<u>P T A・青少協室</u>
多目的室 (ラーニ ング・commons*内)	印刷室			多目的室(開放 用)
I C T*学習室(ラ ーニング・commons*内)	会議室			開放管理室
理科室	給食調理室 (小)			
音楽室	倉庫・教材室			
図工室 (小)				<u>下線:日中は学 校管理</u>
技術室 (中)				
美術室 (中)				
児童会室 (小)				
生徒会室 (中)				
進路指導室 (中)				

第5章 整備スケジュールと費用の見通し

1 整備スケジュール

(1) 改築順序の基本的な考え方

施設の建築年数を基本に、必要に応じ施設の劣化状況なども総合的に考慮し、改築順序を決定します。

下記に示す(2)劣化状況調査結果をもとに、学校ごとの改築順序についてグループ分けを行います。

同年度に施工するのは2校まで、計画・設計も含めて4校程度とします。

【図表 17 学校改築に要する期間の試算】

実施数／年	改築完了年度	最初の改築着手からの経過年数	築後 65年超	築後 70年超	最長使用 年数
4校	令和24(2042)	23年	3校	なし	66年
3校	令和31(2049)	30年	8校	2校	71年

1校あたり実施期間を5年とする。千川小、大野田小校舎を除く

(2) 劣化状況調査結果

文部科学省『学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書』を基本に、建物情報の他に、本市独自の情報も加え総合的に整理しました。各種情報のうち経年変化するものは、新たに調査するか過去のデータを時点修正して活用しました。

具体的には、旧耐震基準の建物については、平成12(2000)～13(2001)年度および18(2006)年度に実施した耐震診断結果のうち、コンクリートの中性化*深さを令和元(2019)年に時点修正し、その結果がかぶり厚さ*を超えた建物について鉄筋腐食状況調査を実施しました。また、鉄骨造の健全度*調査を実施しました。

改築期が到来していない新耐震基準の建物については、建築基準法における検査済証を取得しているものは建築基準関係規定に適合しているため、改めての調査は不要とし、検査済証が確認できなかった建築物についてはコア抜き*調査を行い、コンクリートの圧縮強度*および中性化*の進行状況を確認し、健全度*を確認しました。

【図表 18 劣化状況調査結果(旧耐震基準建物)】

学校名	棟名	建築年	築年数 (2019)	学級数の ピーク (年)	耐震補強		
					第三者による 認定取得 状況	補強後のIs値 *:0.75以上 (0.6×1.25倍)	補強 状況
第一小学校	校舎	1968	51	2023	○	○	済
	体育館	1969	50		○	○	済
第二小学校	校舎	1967	52	2025	○	○	済
	体育館	1967	52		○	○	済
第三小学校	校舎	1969	50	2021	○	○	済
	北校舎	1974	45		○	○	済
	体育館	1968	51		○	○	済
第四小学校	北校舎	1972	47	2021	○	○	済
	南校舎	1978	41		○	○	済
	体育館	1968	51		○	○	済
第五小学校	北校舎	1960	59	2039	○	○	済
	西校舎	1972	47		○	○	済
	体育館	1971	48		○	○	済
大野田小学校	体育館	1979	40	2020	○	○	不要
境南小学校	東校舎	1971	48	2027	○	○	済
	西校舎	1975	44		○	○	済
	体育館	1976	43		○	○	済
	調理場	1975	44		○	○	不要
本宿小学校	校舎	1978	41	2019	○	○	済
	体育館	1978	41		○	○	済
	調理場	1978	41		○	○	済
井之頭小学校	校舎	1974	45	2026	○	○	済
関前南小学校	校舎	1971	48	2023	○	○	済
	体育館	1971	48		○	○	済
桜野小学校	校舎	1977	42	2019	○	○	済
第一中学校	校舎	1963	56	2030	○	○	済
第二中学校	校舎	1967	52	2023	○	○	済
第三中学校	校舎	1971	48	2025	○	○	済
第四中学校	校舎	1974	45	2020	○	○	済
第五中学校	校舎	1961	58	2030	○	○	済
	体育館	1964	55		○	○	済
第六中学校	西校舎	1971	48	2029	○	○	済
	東校舎	1980	39		○	○	不要
	体育館	1972	47		○	○	済

※1 鉄骨造の健全度* A:概ね良好 / B:部分的な劣化 / C:複数個所に劣化

※2 躯体*以外の劣化状況 A:概ね良好、または20年未満 / B:部分的に劣化(安全上、機能上問題) / C:早急に対応する必要がある

※3 第一小体育館のコンクリート圧縮強度*については、改築が必要となるような安全上の問題はあ

コンクリートの圧縮強度*				中性化*・保全状況			鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況 ※2					学校名
設計基準 強度(Fc 値)* (N/mm ²)	コア抜き* CON強度 (N/mm ²)	コア抜き* CON強度 /Fc値*比 (%)	13.5N/mm ² 以上	かぶり 厚さ* (mm)	診断時 中性化* 深さ (mm)	2019年 推定 中性化* 深さ (mm)	腐食	健全度* ※1	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
18.0	15.1	83.9	○	42.5	53.3	61.8	なし	-	A	B	B	C	C	第一小
18.0	11.3	62.8	× ※3	49.9	3.6	4.5	-	B	B	B	B	C	C	
18.0	14.1	78.3	○	42.5	62.0	71.8	なし	-	A	B	B	C	C	第二小
18.0	26.3	146.1	○	49.9	21.7	26.9	-	A	B	B	B	C	A	
18.0	17.9	99.4	○	50.0	57.1	66.3	なし	-	A	A	B	A	A	第三小
21.0	21.2	101.0	○	50.0	11.8	15.2	-	-	A	B	C	C	C	
18.0	13.5	75.0	○	49.9	5.0	6.2	-	C	A	A	A	C	C	第四小
21.0	21.7	103.3	○	50.0	19.8	23.2	-	-	B	C	B	C	C	
21.0	24.5	116.7	○	54.5	7.5	9.8	-	-	A	B	C	C	C	第五小
18.0	32.8	182.2	○	49.9	10.5	13.0	-	C	A	A	A	C	C	
18.0	13.6	75.6	○	50.5	62.8	71.3	なし	-	A	A	B	A	C	第五小
18.0	18.6	103.3	○	54.0	42.5	49.9	-	-	A	A	B	C	C	
18.0	21.1	117.2	○	48.5	27.6	35.5	-	-	A	B	C	C	C	大野田小
21.0	31.2	148.6	○	49.9	20.1	27.1	-	A	A	A	C	C	C	
21.0	19.1	91.0	○	53.5	43.1	54.5	なし	-	A	A	B	A	A	境南小
21.0	15.4	73.3	○	59.5	16.5	21.5	-	-	B	B	A	C	A	
21.0	25.1	119.5	○	49.9	10.5	13.7	-	A	B	A	C	C	C	本宿小
21.0	22.9	109.0	○	49.9	18.8	24.4	-	-	B	A	A	C	C	
21.0	19.6	93.3	○	52.0	5.7	7.6	-	-	A	B	A	C	A	井之頭小
21.0	23.0	109.5	○	49.9	27.5	36.8	-	A	A	B	C	C	C	
21.0	22.0	104.8	○	49.9	-	-	-	-	A	B	A	C	C	関前南小
21.0	14.0	66.7	○	53.5	17.3	22.7	-	-	A	B	A	C	C	
18.0	16.7	92.8	○	46.5	11.2	14.1	-	-	A	B	B	B	C	桜野小
18.0	21.9	121.7	○	49.9	4.3	5.4	-	C	A	B	B	C	C	
21.0	36.9	175.7	○	48.0	9.0	11.9	-	-	B	A	B	C	C	第一中
18.0	18.7	103.9	○	50.0	14.3	16.2	-	-	B	C	A	A	A	
18.0	18.0	100.0	○	53.0	38.6	44.5	-	-	A	B	A	B	C	第二中
18.0	13.7	76.1	○	47.5	14.6	18.9	-	-	A	B	A	C	C	第三中
21.0	20.6	98.1	○	57.0	7.0	9.2	-	-	A	A	A	B	B	第四中
18.0	15.1	83.9	○	45.0	27.5	33.1	-	-	A	B	B	A	A	第五中
18.0	13.9	77.2	○	49.9	15.5	19.0	-	A	B	A	C	C	C	
21.0	13.6	64.8	○	42.5	20.1	23.5	-	-	C	B	B	B	C	第六中
21.0	25.9	123.3	○	41.5	19.8	26.9	-	-	A	B	B	B	B	
21.0	13.8	65.7	○	49.9	34.4	43.7	-	A	B	A	B	C	C	第六中

題なし)、または20~40年経過 / C: 広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)、または40年以上経過 /

りません。詳細は33ページ「ア(イ)コンクリートの圧縮強度*」を参照。

【図表 19 劣化状況調査結果（新耐震基準建物）】

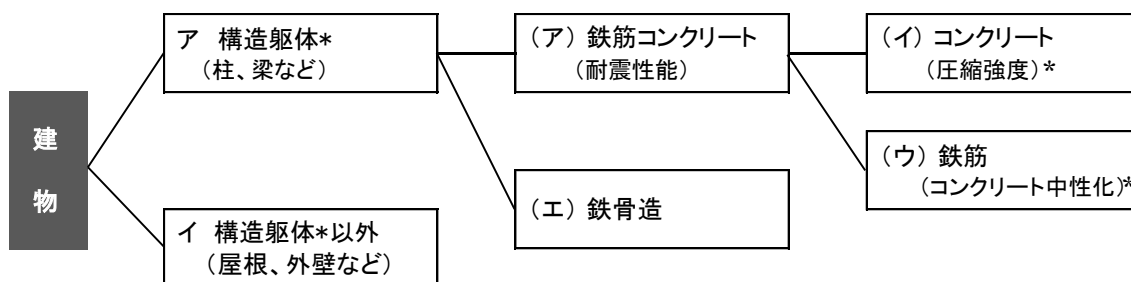
学校名	棟名	建築年	築年数 (2019)	学級数の ピーク(年)	耐震性	コンクリート の圧縮強度 *	2019年 推定中性化* 深さ (mm)	鉄筋	鉄骨	躯体*以外の劣化状況 ※3				
								腐食	健全度* ※2	屋根・ 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備
第三小学校	第二体育館	1987	32	2021	○	○	21.0	○	-	A	A	B	B	B
大野田小学校	校舎棟	2004	15	2020	○	○	14.4	○	A	A	A	A	A	A
千川小学校	校舎棟	1996	23	2019	○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
	体育館棟	1996	23		○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
	学童クラブ棟	1996	23		○	○	17.8	○	-	A	B	B	B	B
井之頭小学校	体育館棟 ※1	1986	33	2026	○	○	22.4	○	-	B	A	B	B	B
桜野小学校	北校舎棟	2010	9	2019	○	○	11.1	○	-	A	A	A	A	A
	西校舎棟	2016	3		○	○	6.4	○	-	A	A	A	A	A
	体育館棟	2001	18		○	○	15.8	○	-	B	B	B	B	B
第一中学校	体育館棟 ※1	1982	37	2030	○	○	10.3	○	A	B	A	B	B	B
	西校舎増築棟	1983	36		○	○	22.3	○	-	B	B	B	B	B
	音楽室棟	1988	31		○	○	20.7	○	-	B	A	B	B	B
第二中学校	東校舎増築棟	1992	27	2023	○	○	19.3	○	-	A	A	B	B	B
	体育館棟	1984	35		○	○	22.0	○	-	A	A	B	B	B
第三中学校	体育館棟 ※1	1982	37	2025	○	○	9.3	○	-	B	A	A	B	B
第四中学校	体育館棟	1992	27	2020	○	○	19.3	○	A	B	B	B	B	B
	特別支援学級*棟	1990	29		○	○	20.0	○	-	A	B	B	B	B
第五中学校	音楽室棟	1986	33	2030	○	○	21.4	○		B	A	B	B	B

※1 建築基準法における検査済証が確認出来なかったため、コア抜き*調査を実施し、「2019年推定中性化*深さ(mm)」欄の数値は実測値を示す。

※2 鉄骨造の健全度* A:概ね良好 / B:部分的な劣化 / C:複数個所に劣化

※3 躯体*以外の劣化状況 A:概ね良好、または20年未満 / B:部分的に劣化(安全上、機能上問題なし)、または20~40年経過 / C:広範囲に劣化(安全上、機能上、不具合発生の兆し)、または40年以上経過 / D:早急に対応する必要がある

【図表 20 劣化状況調査の枠組み】



ア 構造躯体*

(ア) 耐震性能

旧耐震基準（～昭和 56(1981)年 5 月 31 日）で建築された学校で耐震性を満たしていない建物は、耐震補強工事を実施し必要な耐震性を確保しています。

(イ) コンクリートの圧縮強度*

文部科学省『学校施設の長寿命化改修*の手引き』において、コンクリートの強度不足により長寿命化改修*に適さないとされる強度（13.5N/mm²以下）は、ほとんどの建物で上回っていました。

第一小学校体育館においてコンクリートの圧縮強度*が 13.5N/mm²を下回る結果となりましたが、平成 13(2001)年度に実施した耐震診断結果報告書より 1 階の I s 値（構造耐震判定指標）*が大きいこと、柱にかかる力が小さいことから、改築が必要になるような安全上の問題はないと判断し、第三者機関の評定を受けた上で耐震補強工事を実施しました。

また、設計基準強度（F c 値）*比が 75%未満の学校においては、『2001 年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準改修設計指針同解説』を参考に、改築順を考慮します。

(ウ) コンクリートの中性化*の深さ

鉄筋の腐食を強アルカリ性で保護する役割を持つコンクリートは、経年により二酸化炭素等の侵入によって中性化*が進みます。

5 校の校舎棟で鉄筋のコンクリートかぶり厚さ*（50 mm）を超える中性化*が見られたため、それらの建物について、柱および梁のコンクリートの一部を破壊し目視調査を行い、鉄筋に施工後の腐食がなく構造上問題がないことを確認しました。なお、中性化*が原因でコンクリートの圧縮強度*が低下することはありません。

(エ) 鉄骨の劣化状況

鉄骨造の建物については健全度*調査の結果、構造耐力上問題になる劣化は確認されませんでした。

イ 構造躯体*以外

「屋根・屋上」、「外壁」、「内部仕上」、「電気設備」、「機械設備」の 5 つの部位に

ついて、営繕担当部署で実施した調査結果をもとに、文部科学省の『学校施設の長寿命化計画策定に関する解説書』を活用し健全度*を算定しています。

調査では過去の改修履歴の確認を行うとともに、意匠*の内外仕上げ材料調査や外観調査および設備の外観調査を行い、各部位について「A：概ね良好、または20年未満」、「B：部分的に劣化（安全上、機能上問題なし）、または20～40年経過」、「C：広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）、または40年以上経過」、「D：早急に対応する必要がある」の4段階で評価を行っています。

その結果、「D：早急に対応する必要がある」に該当する劣化は確認されませんでした。

(3) 具体的な改築順序

ア 次の計画改定までに改築する学校（第1グループ）

第1グループの学校は、①最も古い校舎が築後50年超で次の計画改定までに築後60年超となる学校、または②劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある学校です。

改築を検討すべき項目があった学校は、境南小学校、井之頭小学校、第六中学校で、いずれも(2)ア(イ)コンクリートの圧縮強度*が設計基準強度(F_c値)*の75%未満の校舎を有する学校です。

具体的な改築年は、個別事情も含め総合的な観点から定めますが、特に、同一の中学校区内の小学校と中学校では、同じ子どもが連続して仮設校舎での生活にならないよう、中学校を先に改築します。また、校地内への仮設校舎設置が難しく仮設校舎を共有せざるを得ない場合、中学校と小学校を連続して改築します。現時点では、第五小学校および井之頭小学校で仮設校舎設置が難しいと考えられます(11ページ【図表9 建築制限上の課題】の「計算上の余裕面積」参照)。

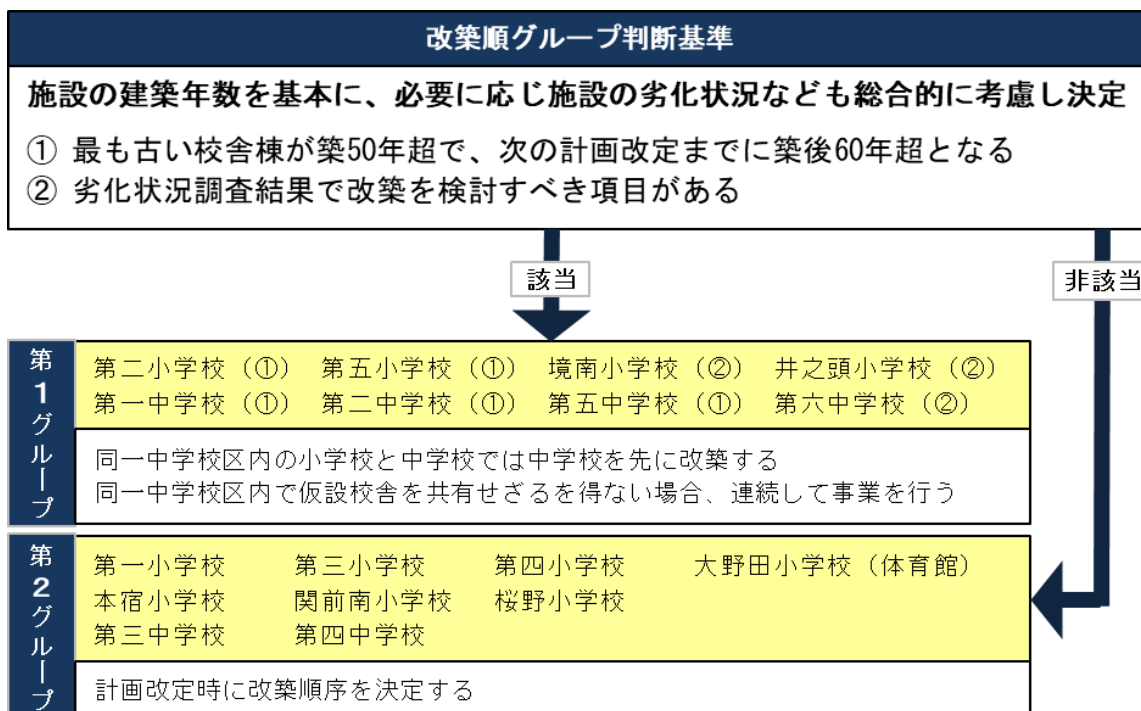
イ 次期計画期間中に改築する学校（第2グループ）

次の計画改定以後に築後60年となる学校を第2グループとし、計画改定時に改築順序を決定します。

ウ 施設の維持管理

改築に至るまでおよび改築後いずれの施設も、予防保全*の考え方に沿った劣化・改良保全を行います。将来的には市の施設全体を対象として、従来の劣化・改良保全整備に、快適性を高める内装改修や保全部位以外で定期的に更新が必要な部位の改修も加えた『保全・改修計画*』を定め、本計画との連携を図ることでより計画的な維持管理を行います。

【図表 21 改築順の考え方】



【図表 22 第1グループの改築年次案】

年度	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8 (計画改定)	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12	2031 令和13
第五中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
第五小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第一中	基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	仮設共用	仮設共用					
井之頭小			基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事					
第六中					基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事			
第二中						基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事		
第二小							基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事	
境南小								基本構想・ 基本計画	基本設計	実施設計	工事	工事

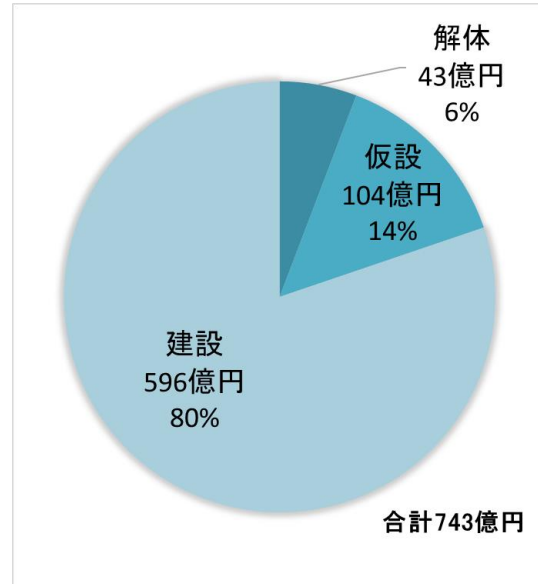
2 事業費（現段階の参考試算）について

本計画期間（令和2（2020）～25（2043）年度）における事業費は、参考試算で改築費743億円、保全改修などの改修費131億円です。

実際の事業費は個別校の改築時点での最新の単価および児童生徒数推計を反映させるため、試算とは一致しません。また、実際の面積は、設計上の余裕を含む諸室面積基準から精査されます。さらに、仮設校舎の数は個別校の改築プランによっては減少する可能性があります。

そして、事業費がある程度の幅で増減する可能性を踏まえつつ、単年度の負担を現実的な範囲に収めるため、以下のルールを設けます。

【図表 23 改築費内訳】



- (1) 工事は1年2校までとする
- (2) 全体の計画期間について、昭和時代の校舎、体育館の非木造化の計画期間より長い24年間とする
- (3) 諸室面積基準による面積を上限とする
- (4) 都内の公共施設として標準的な単価を採用する

【試算条件】

◆ 範囲

本計画期間の学校施設およびあそべえ*、こどもクラブ*の改築費および改修費（投資的経費*）

◆ 単価

『平成31年度東京都標準建物予算単価』、過去の実績値および業者見積金額を参考に積算し、24年間単価の変動がないものと仮定

◆ 面積

改築後面積は、諸室面積基準（21ページ）と児童生徒数推計による最大面積

◆ 改修費

改築前の学校：総額を改築費用の60%の金額と仮定し、築後11年目から40年間に均等に配分。築後60年を超えてから改築をする学校は改築年度の10年前まで同額を配分

改築後の学校：耐用年数を100年と仮定し、改修費の総額を改築費用の100%の金額と仮定し、改築後11年目から80年間に均等に配分

第6章 整備の進め方

1 推進体制の確立

(1) 改築懇談会（仮称）の設置

学校の改築にあたっては、改築する学校、保護者、関係者、地域住民、教育委員会等による改築懇談会（仮称）を設置します。

基本構想、基本計画の策定にあたっては、改築懇談会（仮称）で意見を聞きながら検討を行います。

(2) 庁内体制

庁内における準備・検討を行うための体制を、教育委員会内に構築します。

学校施設を所管する教育企画課を中心に、教育委員会内での横断的な連携を図るとともに、学校が公共施設として持つ役割を鑑み、市長部局と調整を行います。特に複合化*・多機能化*については公共施設等総合管理計画*庁内推進本部で調整し、各校の仕様等については公共施設整備連絡調整会議で調整を行います。

また、施設を適切に維持・管理するため、公共施設マネジメントを所管する資産活用課や施設の『保全・改修計画*』を所管する施設課とも十分な連携を図ります。

2 計画的な整備の実施

(1) 改築の手順

ア 基本構想

学校施設整備基本計画、各学校の校地の条件、独自性および地域性等を踏まえ、改築にあたっての考え方を整理します。

イ 基本計画

学校施設整備基本計画やアの基本構想をもとに、設計の前提となる新たな学校施設の全体像を示します。

【実施内容（例）】

- ・ 児童・生徒数の想定
- ・ 予定室数および予定規模
- ・ 施設配置図およびイメージ図

ウ 基本設計

基本計画をもとに、校地の条件などを建築基準法等の関係法令に照らし合わせ、平面、立面などの基本設計図を作成するとともに、改築に係る概算金額を積算します。

【実施内容（例）】

- ・ 基本設計図書、基本設計説明書の作成
- ・ 配置図、各階平面図、立面図、断面図の作成
- ・ 意匠*、構造、電気設備、空気調和設備、衛生設備、外構、備品等の各図面の作成

エ 実施設計

基本設計図書をもとに、詳細な設計を行うとともに、工事の契約および実施に向け、詳細な仕様および整備費用を決定します。

【実施内容（例）】

- ・ 実施設計図書の作成
- ・ 各工事仕様書の作成
- ・ 工事費積算書の作成
- ・ 計画通知*
- ・ 工事契約関連資料作成

オ 工事

(2) 工程と期間

1校あたり全体で5年程度とします。

【図表 24 期間イメージ】

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
基本構想 基本計画	← 策定 →				
基本設計		← 設計 →			
実施設計			← 設計 →		
工事				← 工事 →	

----- 破線：事業者選定、契約事務

(3) 議論の進め方

ア 基本構想、基本計画の策定

改築懇談会（仮称）を中心に、アンケート、説明会のほか、ワークショップ*等、地域住民間で話し合うことができる場の設定も検討します。

イ 基本設計、実施設計、工事の実施

説明会、見学会の開催、広報誌・ホームページの活用などにより、広く情報提供を行います。

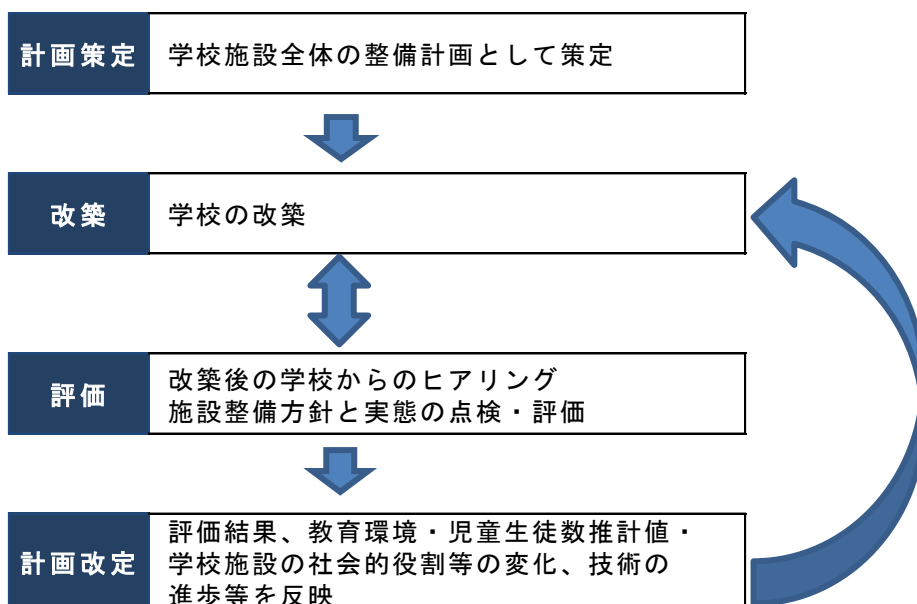
3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し

改築後の学校についての点検・評価を行い、以後の改築計画に随時反映させていきます。

そのうえで、長期間にわたる学校施設の整備をより発展的に行うため、令和25(2043)年度までの24年間の計画期間を3期に分け、当初の計画期間を令和9(2027)年度末までの8年間としますが、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変化、社会情勢の変化、建築技術の革新、本市の財政状況の変化など、様々な変動を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8(2026)年度に行います。

見直しにあたっては、改築校の点検・評価および学校へのヒアリング結果をはじめ、教育環境の変化、最新の児童生徒数の推計値、学校施設に求められる機能・役割、技術の進歩など最新の情報を反映させていきます。

【図表 25 本計画の実施サイクル】



参考資料

資料 1 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市学校施設整備基本計画（以下「基本計画」という。）を武蔵野市教育委員会（以下「委員会」という。）が策定するにあたり、今後の学校施設の整備の在り方、標準仕様、改築する学校の選定等について必要な事項を検討するため、武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

- (1) 新たな教育課題に関すること。
- (2) 学校の教室その他の必要な施設及び当該施設の標準仕様に関すること。
- (3) 改築する学校の選定及び改築する順序に関すること。
- (4) 地域の公共施設として学校施設に求められる機能に関すること。
- (5) 基本計画の素案の策定に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、策定委員会が基本計画を検討するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる者及び同表に掲げる職にある者をもって構成し、委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、学識経験者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 策定委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 策定委員会に部会を設置する。

- 2 部会は、策定委員会に付議する事項及び策定委員会から指示のある事項に関して必要な調査研究を行う。
- 3 部会は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 部会が必要と認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会長)

第7条 部会に部会長を置き、教育部長の職にある者をもって充てる。

2 部会長は、会務を統括し、必要に応じて会議を招集する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

(ワーキングスタッフ)

第8条 部会の会議に必要な資料の作成その他部会の補佐をするため、部会にワーキングスタッフを置く。

2 ワーキングスタッフは、部会員がその所属する職員のうちから指名する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)第5条第1項及び第7条の定めるところによる。

(事務局)

第10条 策定委員会の事務局は、教育部教育企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年5月15日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

学識経験者3人
武蔵野市立小中学校長会を代表する者2人
武蔵野市開かれた学校づくり協議会を代表する者1人
武蔵野市立小中学校のPTAを代表する者各1人
武蔵野市コミュニティ研究連絡会を代表する者1人
武蔵野市民生児童委員協議会を代表する者1人
武蔵野市青少年問題協議会を代表する者1人
総合政策部長
財務部長
教育部長

別表第2（第6条関係）

教育部長
総合政策部企画調整課長
総合政策部資産活用課長
財務部財政課長
財務部施設課長
教育部統括指導主事
教育部教育企画課長
教育部指導課長
教育部教育支援課長

資料2 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員名簿・事務局名簿

策定委員

氏名	職名等	区分
奈須 正裕 ◎	上智大学 総合人間科学部教育学科 教授	学識経験者
磯山 武司 (～平成29(2017)年3月)	国立教育政策研究所 文教施設研究センター長	
丹沢 広行 ○ ※		
倉斗 綾子	千葉工業大学 創造工学部デザイン科学科 准教授	
嶋田 晶子	市立第五小学校校長	学校関係者
菅野 由紀子	市立第二中学校校長	
高橋 淳子 ※	市立第二小学校開かれた学校づくり協議会	地域
中西 弘幸 ※	市立井之頭小学校PTA会長	PTA代表
後藤 真澄 ※	市立第二中学校PTA会長	
寺島 芙美子 ※	コミュニティ研究連絡会会長	地域
矢島 和美 ※	民生児童委員協議会会長	民生児童委員
砂崎 千恵子 ※	青少年問題協議会第三地区委員長	青少年問題協議会
名古屋 友幸 (～平成29(2017)年3月)	市総合政策部長	行政
山本 芳裕 ※		
三澤 和宏 (～平成29(2017)年3月)	市財務部長	
吉清 雅英 ※		
竹内 道則 (～平成29(2017)年3月)	市教育部長	
福島 文昭 ※		

・委員の任期は平成27(2015)年6月～(※は令和元(2019)年6月～)

・◎は委員長、○は副委員長

事務局

所属	氏名
教育部教育企画課長	大杉 洋 (～平成31(2019)年3月)
	渡邊 克利 ※
教育部教育企画課課長補佐	西館 知宏 ※
教育部教育企画課財務係係長	淵井 隆也 (～平成28(2016)年3月)
教育部教育企画課課長補佐兼 施設整備計画担当係長事務取扱	深見 操 (平成28(2016)年4月～)
教育部教育企画課財務係	大原 正樹 (～平成29(2017)年3月)
教育部教育企画課財務係	藤野 かおり ※

- ・ 所属は平成27(2015)年6月～
(※は令和元(2019)年6月～)

資料3 武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会等開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成27年 6月30日(月)	(1) 委員長、副委員長選出 (2) 策定委員会の運営、役割、策定の進め方等について (3) 学校施設整備にあたっての視点・論点 (4) 学校施設改築年次の考え方について (5) 学校施設の標準仕様について
第2回	8月27日(木)	(1) 学校施設整備にあたっての視点・論点について (2) 学校施設の標準仕様について (3) 学校施設改築年次の考え方について 等
第3回	10月27日(火)	標準仕様を定める上での考え方について 等
第4回	12月10日(木)	(1) 整備に向けた視点について (2) 学校施設標準仕様作成の進捗について (3) 小中一貫教育での施設のあり方の検討について
第5回	平成28年 2月5日(金)	(1) 委員会の延長及び今後のスケジュールについて (2) 武蔵野市における義務教育学校について (3) 施設一体型義務教育学校の適正規模及び配置について (4) 施設一体型義務教育学校の施設のあり方の検討について 等
第6回	7月15日(金)	(1) 小中一貫教育に係る市民意見のヒアリング結果について (2) 施設一体型義務教育学校の施設規模及び配置について 等
第7回	9月13日(火)	(1) 施設一体型義務教育学校の敷地シミュレーションについて (2) 今後のスケジュールについて 等
第8回	11月14日(月)	(1) 学校施設整備にあたっての理念について (2) 学校施設整備に向けた視点について (3) 学校の標準仕様について
第9回	12月26日(月)	(1) 今後の予定について (2) 武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ(案)について 等
第10回	平成29年 2月15日(月)	(1) 武蔵野市学校施設整備基本計画中間のまとめ(案)について (2) 今後の予定について

	開催日	主な内容
再開後		
第1回	令和元年 6月25日(火)	(1) 策定委員会の運営について (2) 学校施設整備基本計画 これまでの議論の振り返り (3) 学校施設の現状と課題 (4) 今後の議論の進め方と論点について (5) 意見聴取について
第2回	8月7日(水)	(1) 残された論点 ①普通教室 ②多目的室 ③メディアセンター ④環境への配慮 ⑤職員室(1) (2) 意見聴取について ①校長・副校長ヒアリング報告 ②児童生徒アンケート案 等
第3回	9月30日(月)	(1) 残された論点(2) ①職員室(2) ②トイレ、更衣室 ③プール ④校庭 ⑤仮設校舎 ⑥複合化・多機能化 ⑦整備の進め方 ⑧整備スケジュール(1) (2) 意見聴取結果 ①校長・副校長ヒアリング報告(再) ②児童生徒アンケート結果報告 (3) 計画素案に対する意見聴取予定
第4回	10月30日(水)	(1) 事業費について (2) 学校施設の老朽化対策の考え方 (文部科学省「個別施設計画」との関係) (3) 整備スケジュール(2) (4) 今後の委員会の予定について
第5回	12月2日(月)	(1) 武蔵野市学校施設整備基本計画素案について (2) 今後の予定について
第6回	令和2年 1月22日(水)	(1) 計画素案へのパブリックコメント 実施報告 (2) 計画素案に対する意見と対応方針について (3) 計画案について
第7回	2月3日(月)	(1) 計画案について (2) 今後の予定

資料4 素案に対するパブリックコメント概要と対応一覧

実施期間：令和元年12月13日（金）～27日（金）

配布場所：教育企画課、市政センター、コミセン、図書館、市民会館

応募方法：郵送、FAX、メール、直接持参

広報：市報（12月1日発行）、市ホームページ、Twitter、facebook 等

意見件数：265件（市民説明会での意見を含む）

意見者数：72名（市民説明会での発言者を含む）

パブリックコメントの一環として以下を実施

(1) 市民説明会

日程：令和元年12月17日（火）、21日（土）、24日（火）

出席者：計35名

(2) 関係団体ヒアリング

日程：令和元年12月21日（土）

出席団体：武蔵野市保育園父母会連絡会、武蔵野私立幼稚園PTA連合会、学童クラブ
連絡協議会、避難所運営組織

なお、たくさんのご意見をいただきましたが、本計画に関わるご意見等のみを掲載しております。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
001	1章-1 計画策定の背景・目的		素案と言いながら、今ある校舎の建て替えの具体的な方法に力点が置かれ、いきなり具体的な記述が多い。高額長期にわたり都市計画の一部でもある大きなプロジェクトであるにも関わらず、市の将来の都市計画との整合性、教育界の将来の見通し、精度の高い人口推計による児童数の見通し、小中一貫の可能性等の素案の前提になる説明がないせいと思う。	ご指摘いただいた前提となる項目については「第1章1 計画策定の背景・目的」「第1章2 計画の位置付け」「第2章3 現状と課題」で記載しています。ほか、市の他の計画との関係についての記載を「第1章2 計画の位置付け」に追加しました。
002	1章-1 計画策定の背景・目的		寧ろ、「武蔵野市学校施設整備基本計画策定委員会」での検討結果の説明が現時点では市民への説明としてはふさわしく、市民も関心があるのではないかと。素案では色々な事が網羅されているが、肝心の市民に知らせるべき情報にはなっていないと感じた。従って原点に戻ってやり直してほしい。	本計画は、学校施設の個別施設計画として国から求められている内容に沿ったものであり、同時に、本市の『公共施設等総合管理計画』の学校教育施設の類型別施設整備計画としての内容を満たすものでもあります。
003	1章-1 計画策定の背景・目的		説明の中で、「計画に余白を持たせている」という表現があったが、どのような意味か。	各学校の基本構想・基本計画を策定する際に、皆様の意見を反映できる余地を残すという事です。
004	1章-1 計画策定の背景・目的		基本計画と個別の改築の関係において、「基本計画ですべてを決めず、余白が必要」との説明があったが「余白」の定義と誰が決めるかを知りたい。	各学校の基本構想・基本計画を策定する際に、皆様の意見を反映できる余地を残すという事です。
005	1章-2 計画の位置付け		文科省のどの事業でこの計画を策定しているのか。	「第1章2 計画の位置付け」のとおり、本計画は文部科学省の『インフラ長寿命化計画』の本市の学校施設についての個別施設計画となります。
006	1章-2 計画の位置付け		誰の責任の下でこの計画を進め、改築の順番を決めているのかということとどのタイミングで説明するのか、きちんと考えてほしい。	本計画案については、今年3月の教育委員会で議決したあと、その内容を公表します。
007	1章-2 計画の位置付け		本プロジェクトの全体責任者は誰か。	本計画は教育委員会が策定するものであり、その事務局が教育企画課であるため、事務局の責任者は教育企画課長です。
008	1章-2 計画の位置付け		この規模のプロジェクトになると市全体で横断的に考えるべきではないか。	本計画は教育委員会が策定しますが、学校設置者は市長であり、学校施設の整備は常に市長部局と教育委員会の連携のもとで進めなければなりません。その前提で、本計画も市長部局と連携を図りながら策定しました。
009	1章-2 計画の位置付け		本計画は教育企画課のみで進めているようにしか見えないので、市が前面に見えてほしい。	本計画は教育委員会が策定しますが、学校設置者は市長であり、学校施設の整備は常に市長部局と教育委員会の連携のもとで進めなければなりません。その前提で、本計画も市長部局と連携を図りながら策定しました。
010	1章-4 計画の期間と見直しのサイクル		「改定の時期は、本市の長期計画の策定期間に合わせ8年ごととし、～」とあるが、長期計画策定時に学校施設整備基本計画に盛り込みたい内容を書き込ませたいという意図が見える。個別計画が総合計画をがんじがらめにするようなやり方は問題があるのではないかと。	本計画の全体期間（24年間）を3期に分けたうえで、当初の計画期間を令和9（2027）年度末までの8年間とします。ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変更等様々な変化を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8（2026）年度に行います。
011	1章-4 計画の期間と見直しのサイクル		計画期間と見直しサイクルは8年ごとでよいと思う。	本計画の全体期間（24年間）を3期に分けたうえで、当初の計画期間を令和9（2027）年度末までの8年間とします。ただし、各学校の改築にかかる期間、児童生徒数推計の実施時期、教育内容の変更等様々な変化を考慮し、最後の1年を重複させ、次期の改定を令和8（2026）年度に行います。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
012	2章-1 学校施設の保有状況		校舎によって築年数が違うが、どこまでの判断基準で事業費に組み込んでいるのか？桜野小の場合は、一部だけではなくすべて建替えになるか？	桜野小は棟により築年数が違いますが、施設を効率的・効果的に配置するため、一番古い棟に合わせてすべての棟を改築します。
013	2章-2 これまでの学校施設の整備状況		平成5～8年度の千川小と平成15～16年度の大野田小改築事業については、「100年学校(センチュリースクール)」として特殊な改築事業であったことがわかるような記載をすべきだと思います。	今後の改築でも耐用年数を100年とする可能性があるため、特筆すべき事項ではないと考えます。
014	2章-3 現状と課題		今回のヒアリングを受けて、学校についての基本的な考え方の変更はあるのか？本日の説明では変更が無いように聞こえたが、将来計画をもっとつめていただきたい。	現時点で素案に記載した課題認識に変更はありませんが、状況の変化には迅速に対応する必要があると考えます。
015	2章-3 現状と課題		市民説明会において、学校に教師用の更衣室、シャワー室等も作って欲しいという意見もあったが、そういった質問が出るほど聞き手には具体的計画に感じたのだと思う。しかし、今はそのような時期ではないと思う。	学校施設整備にあたり、各校共通の事項は本計画で定めるべきであり、議論として共有する意義があると考えます。
016	2章-3 現状と課題		この計画の前提となる人口予測、小中一貫教育の評価等が不明確なので、計画内容の妥当性がわからない。	児童生徒数推計および新たな教育的ニーズへの対応についての課題認識は「第2章3 現状と課題」に記載しました。
017	2章-3 現状と課題	(1)老朽化への対応	説明の中で、手引きという言葉があったがその手引きとは。	『学校施設の長寿命化計画に関する手引き』（文部科学省、平成27年4月）です。
018	2章-3 現状と課題	(1)老朽化への対応	45年目に改築するというのは武蔵野市独自の考え方か。	文部科学省は『学校施設の長寿命化計画に関する手引き』において、長寿命化改修を行う目安として築後45年までと示しています。45年目に改築するというものではありません。
019	2章-3 現状と課題	(1)老朽化への対応	文科省は「改修」と書いているのではないか。	文部科学省が示す例は、築後45年目までに、45年以上使えるように長寿命化改修を行う、という内容です。
020	2章-3 現状と課題	(1)老朽化への対応	改築と改修の違いは何か。	改築とは建物を全て建て替えることで、改修は既存の建物を直したり、使いやすく工事することです。
021	2章-3 現状と課題	(1)老朽化への対応	本計画は文部科学省の方針に当てはまっているのか。	文部科学省から求められているのは、改築、改修に関わらず財政見通しに基づいた施設整備計画を策定することであり、本計画はそれを踏まえた内容となっています。
022	2章-3 現状と課題	(2)児童生徒数の推移と今後の推計	児童生徒数推計は毎度誤差が大きいイメージがある。過去の推計値と実績をきちんと考察し、方法や実施者の見直しも必要ではないか。	児童生徒数推計は、長期計画の改定時に行う市の人口推計が基になります。実施方法については実績値を確認しながら、より精度を高めるよう検討していきます。（事務局）
023	2章-3 現状と課題	(2)児童生徒数の推移と今後の推計	学区の見直しについて、学区に則して活動する青少協、福祉協議会、防災会は、学区変更で混乱している。地域のハブ施設として存続しうる、学区を変えない施設整備も検討すべき。	ご意見のとおり、学区域はコミュニティのベースとなっているため、その変更は課題解決の最終手段であると考えます。
024	2章-3 現状と課題	(2)児童生徒数の推移と今後の推計	人口予測、学校教育の変化（少人数化）、学童に対する要望（6年生までの対象拡大）、中学生の放課後の居場所対策の要望など、どのように今後の予測を立てているのか。	現時点での課題認識は本計画に記載したとおりですが、将来の学校施設像を考えるにあたって、将来に対する予測は大切です。人口だけでなく、教育的ニーズおよび児童生徒の放課後対策のニーズの変化等に対して余裕を持つべきであると考えます。状況が変化していく事を前提として、施設の可変性を確保することが大切であると考えます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
025	2章-3 現状と課題	(2)児童生徒数の推移と今後の推計	武蔵野市にとって必要な高齢化対策や少子化対策などの将来の見通しを基本計画に取り入れてほしい。	学校は地域コミュニティの核となるので、将来的には複合化や多機能化をすることで学校教育以外のニーズに対しても対応できると考えます。将来の学校を考えるにあたっては、歴史を踏まえながら地域ごとのニーズも把握する必要があると考えます。
026	2章-3 現状と課題	(3)財政の現状と今後の予測	費用はいつ誰がどのように払うのか？	市の負担（市税・基金・市債）が原則ですが、国・都の補助金等については、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得してまいります。
027	2章-3 現状と課題	(3)財政の現状と今後の予測	国の補助金は使用できるか。	現段階では使用できるとは言えませんが、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得してまいります。（事務局）
028	2章-3 現状と課題	(4)標準的な施設整備水準の確保	機能的限界の標準化と平準化の理由は。すべての学校のクオリティにばらつきがあったことから標準化に至ったのか。	これからの改築する学校間において、義務教育の場として備えるべきレベルは、全ての学校で揃えたいことから標準化という言葉を使用しました。（事務局）
029	2章-3 現状と課題	(5)新たな教育的ニーズへの対応	市内中学校の特別支援学級の増設をしてほしい。現在中学校の特別支援学級は市の中央部にある第四中にしかない為、ひまわり学級、けやき学級の学区から通う生徒たちには電車やバスを乗り継ぐなどの負担が大きい。小学校の特別支援学級は3学級あり、生徒は年々増加傾向にある中で、中学校の特別支援学級が未だ1学級しかないことは早急な改善策が求められる。	特別支援学級の増設については、対象児童生徒の増減を見極めながら、運営体制の強化も含めて検討することになります。施設の更新の際には、将来的に必要な規模と配置を考慮しながら整備を進める必要があります。（事務局）
030	2章-3 現状と課題	(5)新たな教育的ニーズへの対応	子どもたちの個々の特性や能力は、皆少しずつ違うので、柔軟な教育支援について義務教育期間である小中学校共に充実したものであることを願う。	インクルーシブ教育システムの構築に資するための施設となるよう、計画します。
031	2章-3 現状と課題	(5)新たな教育的ニーズへの対応	課題の表記を、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、障害の有無等に関わらず全ての児童をはじめ、誰もが利用しやすく、学ぶことができるように、基礎的環境整備を備えた教育環境を整備するとともに、全ての児童生徒や教職員が安心して学校で学ぶことができる施設にする必要があります。特別支援教育については、施設の更新の際には、将来的に必要な学びの変容を考慮しながら整備を進める必要があります。」としてください。理由：インクルーシブ教育は障害の有無で分けることを禁じているだけでなく、LGBTQなどのセクシャリティー、国籍等で分けられることがなく、個々が必要なサポートを得ながら、学べる環境整備を進めるように求められているため。	ご提案のうち、「全ての児童をはじめ」は「誰もが」に含みます。また、学びの変容については、特別支援教育に限らず考慮しなければならないため、「第3章2(1)オ 学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画」として記載しています。その他については、ご意見を参考に、以下のとおりとしました。「インクルーシブ教育システムの構築に向けた取り組みとして、障害の有無等に関わらず誰もが利用しやすく、学ぶことができるように、基礎的環境整備推進の観点から施設を整備する必要があります。」
032	2章-3 現状と課題	(5)新たな教育的ニーズへの対応	1学級あたりの人数を40人から35人へ変更するような施策を武蔵野市独自のものとして実施する事が出来るはずなので、それを実施するとすれば教室の数・スペースなどが変わってくる。	本計画は現時点での運用をもとに教室数の計算をしています。今後の教育的ニーズの変更にに対しては、その時点で可能な範囲で対応します。（事務局）
033	2章-3 現状と課題	(5)新たな教育的ニーズへの対応	40分座ったままの授業や、うるさい中で集中できないなどの子どもに配慮した部屋がこれからは必要になる。	ご指摘のケースについては、多目的室や共用部の余裕部分を活用し対応することを想定しています。特別支援教室や個別支援教室を従来は後付けで設置してきましたが、今後改築する学校においては、あらかじめ必要な教室として計画します。
034	2章-3 現状と課題	(6)学校施設を取り巻く環境の変化	「防犯」「不審者対策」などの記載を望む。	ご意見の文言を追記しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
035	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブの必要規模等、整備についての考え方を整理する必要があるというのは具体的にはどういうところなのか。単純にコマ数が整理されていない。1.65㎡はそうだが、学童の高学年対応か、夏休み対策か、あそべえの基準か、あそべえの高学年対応か。	学校内における配置、必要面積の考え方を明示することを指しています。
036	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	ここでの表記が、こどもクラブのあそべえ化や、指導員配置基準の「参酌化」のための表記でないことを望む。	この表記は、学校内における配置、必要面積の考え方を明示することを指しています。
037	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえやこどもクラブは放課後の小学生のみ対象なので、新たに放課後・不登校などの中学生対象の施設整備を希望する。他自治体にある「放課後カフェ」など。地域や中学生の自主運営により、課外体験や福祉共生社会の実現などのメリットが期待できる。	ご意見の内容は、開放用多目的室の利用により実施できる可能性があります。中学生対象の放課後施策の充実へのご要望として、所管の児童青少年課に伝えまます。(事務局)
038	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブについて、学校内設置と引き換えに犠牲にするものがあるのか。	この表記は、学校内における配置、必要面積の考え方を明示するという意味で、何かと引き換えということではありません。素案の表記が逆接で紛らわしかったので、順接に直しました。
039	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	あそべえ、こどもクラブについて、この課題等に対し素案17ページ(3)「イ 地域における児童福祉の場となる施設」がどのように対応しているか。	学校内に設置するという原則を書いたものであり、学校との連携が今後さらに大切になるという考えを記載しています。
040	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	素案では、避難所として使用する場所を限定的に捉えているようだが、武蔵野市の被害想定では避難所避難者数を20,472人としており到底収容しきれない。むしろ、校長室、職員室、および保健室等、使用不可の場所を限定する必要がある。	本計画では平常時の管理区分についての基本的な考え方を示しており、非常時の避難所としての運営については、各学校の事情に合わせて個別に整理する必要があると考えます。
041	2章-3 現状と課題	(6) 学校施設を取り巻く環境の変化	避難所の内容はどこに加味されるか。	「第3章2(3)ウ 地域の避難所となる施設」に記載しています。
042	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	井之頭小のように改築課題が困難な学校は解決に時間がかかるため、順番的に最後になってしまうのでは無いか。	素案11～12ページは机上の計算から想定される課題を記載しています。課題が多い学校については、子どもの教育環境を確保することを優先しながら、実施可能な手段を用いる必要があると考えます。
043	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	法政中高が移転した跡地にあるマンションは、規制や制限をクリアした建物なのか。学校には緩和はないのか。	学校への特別な緩和はありません。(事務局)
044	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	図表9の計算上の敷地面積の「不整形」とはどのような意味か。	一般的な四角の形ではないことや、段差を含んだ敷地であるという意味です。
045	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	敷地の拡張についてどのように考えるか。	現校地で必要な面積を確保できず、拡張可能な土地がある場合は、敷地を広げることも可能性のひとつとして考えています。
046	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	素案10～11ページの建築制限の表では、第一種低層住居専用地域の高さ制限が12mとある。本来10mではないか。	学校として必要な機能を入れるには地上3階が必要なので、特定行政庁の認定で12mへの緩和を受けることを前提としています。
047	2章-3 現状と課題	(7) 建築上の制約条件の変化への対応	地下というのは半地下ではなく完全な地下か。地下2階にするという考え方はあるか。	完全な地下です。ほぼすべての学校で地下を利用しなければならない状況ではありますが、地下に配置できる諸室は限られることなどから、地下2階は難しいと考えます。
048	2章-3 現状と課題	(8) ファシリテイマネジメントに基づく計画、維持管理	課題で論じられている「複合化」「多機能化」は記載されているとおり課題であり引き続き検討を繰り返してより良い方向へ進めてもらいたい。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行う必要があると考えます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
049	2章-3 現状と課題	(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	「小・中一貫校」のアイデアが蒸し返しすることがないように、注意して頂きたい。 大事なのは「人間関係をリセットできる権利の担保」である。今の小学校から中学校への進学的方式はその部分においてこの権利が行使されていると思える。	本計画は小学校、中学校をそれぞれ改築する前提で策定しています。
050	2章-3 現状と課題	(8)ファシリティマネジメントに基づく計画、維持管理	「複数の学校による学校施設の共同利用」とは、プールのことを指しているのか。	ご指摘のとおり、プールを想定しています。
051	3章 学校施設整備にあたっての考え方		これからは学校教育についてもSDGsの観点が必要になってくるので、この章のどこかにSDGsについての記載があるほうが良いと思う。	ご意見を受け、「第2章3(6)学校施設を取り巻く環境の変化」の「ア 現状」にSDGsについて記載しました。
052	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性		知徳体のところは中間まとめから変わっていないような気がするが、これはいきるのか。	これからの本市の学校教育に求められるものとして変わるものではないため、中間のまとめでの表記を維持しています。
053	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性		第4段落目の「運動部活動の地域スポーツ化」は馴染みがなく誤解をうみやすい表現なので、巻末の用語集に掲載すべきだと思う。	ご意見のとおり、用語集に記載しました。
054	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	(3)多様性を生かす教育	「多様性」「公立学校」「協働」などの文言を並記したことを評価する。	この部分は、第三期学校教育計画と整合した表記としています。
055	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	スクールコミュニティをどのように構築するのか具体像が見えてきていない。	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)
056	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	学校と地域との関係について、「学校を中心としたコミュニティをつくる」という記載がないが、目指すべき学校と地域との関係構築はどう考えるか？	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)
057	3章-1 これからの武蔵野市の学校教育に求められる目標と施策の基本的な方向性	(4)学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育	「PTA」を記載したことを評価する。 他の行政計画と整合性を取った連携を望む。	この部分は、第三期学校教育計画と整合した表記としています。
058	3章-2 学校施設整備に向けた考え方		改築前と比べて、新しい校舎が使いづらいものであったら、高額な資金を投じて改築した意味がない。学校は教育の場なので、関係者の安全面だけでなく、子どもたちが集中して勉学に取り組める設計、また教員にとっても使いやすい設計であってほしい。	ご意見の内容について、施設整備にあたっての考え方として、「第3章2(1)ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり」、「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」、「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」に記載しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
059	3章-2 学校施設整備に向けた考え方		流行に追われて奇抜な設計にしたり、ハイテクな設備ばかりが目立つような設計には疑問がある。流行の建築に踊らされるのではなく、昔の良いところを取り入れた校舎作りを考えてほしい。	ご意見の内容について、施設整備にあたっての考え方として、「第3章2(1)ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり」、「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」、「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」に記載しました。
060	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 ア 多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり	「ティームティーチング」は固有名詞でしょうか。google検索では「チームティーチング」の方が多く検出されます。また、この計画案内でも「チーム学校」という言葉が使われています。支障がなければ統一してはいかがでしょうか。	ご意見を受け「チーム・ティーチング」に変更しました。
061	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 イ 主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズの整備	「ラーニング・コモンズ」を取り入れた学習環境は素晴らしいと思う。	本計画では、ラーニング・コモンズを学校教育の中心として、あらゆる場面で活用できるよう、想定しています。
062	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設	3章2(1)の中に「自校調理施設の整備」という項目を設け、学校教育における食育推進のため、学校改革にあわせ小学校の自校調理施設の整備を進める旨を記載してほしい。	「第3章2(2)ク 自校調理施設の整備」を追加しました。
063	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ア ゆとりと潤いのある生活の場	不登校の増加、また子どもの環境がより殺伐化して人との関係が希薄になっている現代にとっては、将来の学校の在り方を考えると、子どもの情緒面を育てられる、生物の命が感じられる環境が、学校に必要なのではないかと感じている。学校は行きたくないところではなく、むしろずっとそこにいたい場所であるべきだと思う。	子どもの生活の場としてゆとりのある施設とする、という考え方を「第3章2(2)ア ゆとりと潤いのある生活の場」に記載しています。
064	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 ウ ICT環境の充実	学校施設においてICT環境が整備されることにより、相対的に電力使用量が増加し、光熱費が上昇することが予想される。「武蔵野市公共施設等総合管理計画」の持続可能な管理水準の設定についての記載もふまえ、ライフサイクルコストを適正化する記述として、文末に「なお、ICT環境整備と合わせ、光熱費を含めたライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定します。」という一文を追記することを提案する。	「第4章2(1)共通事項 環境性能」に、「ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。」と追記しました。
065	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 オ 学校環境の変化に柔軟に対応できる施設計画	「スケルトン・インフィル」の考え方をいれ柔軟化環境を見据えることは、「開かれた学習環境」「可変性を持った環境」を担保できるはずである。ぜひとも「風通しのよい環境」を意識してもらいたい。	ご意見のとおり、施設の可変性を確保することが大切であると考えます。
066	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 カ インクルーシブ教育システム構築に資する施設	「インクルーシブ教育システムの構築」は特別支援教育推進に限ったことではない。インクルーシブな環境は、誰にとっても良い環境であります。見出しを「特別支援教育の推進のための施設」から、ずばり「インクルーシブ教育システム構築・推進のための施設」としてはいかがか。	ご意見を参考に、見出しを「インクルーシブ教育システム構築に資する施設」とし、文章を整理しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
067	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 カ インクルーシブ教育システム構築に資する施設	「インクルーシブ教育システムのために『交流及び共同学習』ができる施設」とあるが、インクルーシブ教育システムでは同じ教室内で多様な子どもが学ぶので、交流だとか共同学習は違うのではないかと。セパレートが前提となっているように読める。	インクルーシブ教育システムの構築に向けては、障害の有無等に関わらず、誰もが利用しやすく、学ぶことができるように施設を整備する必要があります。必ずしもすべて同じ教室で学ぶということではなく、個々のニーズに応じた分離も必要であるという前提で、「交流及び共同学習」を「学ぶ」という言葉に変更しました。
068	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(1)学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的な学びができる施設 カ インクルーシブ教育システム構築に資する施設	地域毎・年度毎の、障がいのある児童生徒の在籍数の増減・ばらつきは是正を望む。大野田小の特別支援学級(いぶき学級)は、次年度新入生がないと一人きりとなり、インクルーシブ教育と学級編制に支障が出ると予想される。	特別支援学級については、対象児童生徒の増減を見極めながら全市的な観点から設置を行ってきました。特別支援学級の運営に関する面もありますので、所管の教育支援課に伝えます。(事務局)
069	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ア ゆとりと潤いのある生活の場	児童生徒も学校が生活の比重として大きいので、教育環境を考慮し、共用部分についてもゆとりを持たせ、生徒と教員が同時に使える談話スペースみたいなスペースがあるとよい。	学校へのヒアリングでも、余裕のある共用部に賛同する声がありました。そのため、本計画では共用部の面積基準を現在の平均よりも広げ床面積の40%以下としています。
070	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ア ゆとりと潤いのある生活の場	教職員の労働安全衛生上必要なスペースが確保されているか。	職員室内に休憩スペースを設置できるよう、諸室面積基準を設定しました。
071	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ア ゆとりと潤いのある生活の場	子どもがのんびりできるスペースがあると良い。例えば図書室内に寝ながら読めるコーナーを設ける等、実際に使用している人の意見も聞きながら進めて欲しい。	小学校のラーニング・コモンズの学校図書館部分に、低学年の読み聞かせスペースを設置する想定です。各学校の改築にあたっては、教職員、児童生徒等の意見を聞きながら進める予定です。
072	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ア ゆとりと潤いのある生活の場	職員室に先生方の休憩スペースが作られるのと同じように、子ども達にも必要である。教室等の環境で落ち着けなかったりした時に、子どもがゆったりと過ごせるために使える、リソーススペース(ルーム)を作ってほしい。	ご指摘のケースについては、多目的室や共用部の余裕部分を活用し対応することを想定しています。特別支援教室や個別支援教室を従来は後付けで設置してきましたが、今後改築する学校においては、あらかじめ必要な教室として計画します。
073	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 オ 安全・防犯への対応	事故の危険性を内包する箇所には、廊下の曲り角や廊下と階段の接続部等、見通しが悪く出会い頭の事故が発生しやすい箇所に、音(チャイム等)や光(フラッシュ等)で人の接近を知らせる設備を設置する。	事故の危険を予防する方法として、参考とさせていただきます。(事務局)
074	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 オ 安全・防犯への対応	教室内に不審者が侵入したときの避難経路として、隣室に逃げられる扉を設置する。	東京都建築安全条例第13条に「学校の教室等には、廊下、広間その他これらに類するもの又は屋外に面して二以上の出入口を設けなければならない。」とあり、この規定に基づいて避難口として使える出入口を設置します。
075	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 オ 安全・防犯への対応	学校内施設・設備の安全性について、「階段の踊り場」だけでなく「昇降口」についても特別に取り上げるべきである。桜野小の昇降口は地下にあり、昇降口につながる階段は室内・外すべて児童数に見合った規模ではなく、日常生活はもちろんだが、登下校時に災害が起こったらと思うと非常に心配である。改築時、忘れずに改善されるよう特記する必要があると考える。	ご意見を受け、「昇降口」を追記しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
076	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 オ 安全・防犯への対応	駐車場は、子どもの安全を考え、学校外につくってほしい。	駐車場の配置については、各学校の敷地形状、建物配置などに応じ、個別に検討することになりますが、子どもの安全を考え、歩車分離ができることを前提とします。
077	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 オ 安全・防犯への対応	安全対策の機械警備や電子錠については、災害時等で地域住民が利用することを想定した設備とするべきである。	「第3章2(2)オ 安全・防犯への対応」において、「保護者や地域住民等と協議を重ねたうえで学校や地域の特性に応じた…」と記載しています。
078	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 カ バリアフリーな施設	車椅子を使う児童が使用する際に、使用するのに制限がなく、普段の学校生活に使えるエレベーターを設置してほしい。設置場所が建物の端っこにあると、移動に時間がかかったりすると思うので、校舎の中心辺りにあるといいと思う。これからは、医療ケアのあるお子さんをはじめ、多様なニーズのある子ども達が通うようになります。そして学校に関わる大人も多様になってくるので、同様のことが言える。	バリアフリー対応のためのエレベーターは必置とします。エレベーターの配置については施設の形状に応じた使いやすい場所を学校ごとに検討します。(事務局)
079	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 カ バリアフリーな施設	多目的トイレに、簡易のシャワーが付いているといいと思う。	特別支援学級設置校の設備の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。(事務局)
080	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 キ 環境との共生	環境負荷の低減、環境教育等についても触れ「環境との共生を図る」と述べられており、環境問題が世界中で大きく取りざたされている現状では、子どもの頃から環境教育に力を入れることが重要と思われる、その方針に大いに共感する。	環境との共生を図ることは、施設を整備するにあたり、必ず守らなければならない方針であると考えます。
081	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 キ 環境との共生	武蔵野市の特徴である「緑」を校庭にも配置し、自然に親しませると同時に、落ち葉などのリサイクルによって環境を良好に保つ、また学校から排出される廃棄物(ごみ、生ごみ又は資源物)などにも配慮する循環型社会の仕組みを教えることも環境教育のひとつである。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。また、各種のリサイクル等については、国の補助メニュー「エコスクール・プラス」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面での効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討します。(事務局)
082	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 キ 環境との共生	素案には「校庭の緑」「緑の管理」「落ち葉・剪定枝のリサイクル」、調理室などから出る「生ごみの処理(リサイクル)」など具体的な環境保全についての記述が少ないように思う。施設の詳細計画段階では、当然「落ち葉・生ごみたい肥化」「ごみの分別」など環境保全教育に資するスペースについても検討すると思うが、基本的な考え方をこの素案に含めてほしい。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。また、各種のリサイクル等については、国の補助メニュー「エコスクール・プラス」を参考に、イニシャルコスト、ランニングコスト、教育面での効果等を総合的に考慮し、学校ごとに導入可能な項目を個別に検討します。(事務局)
083	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(2)安全でゆとりのある施設 ケ カウンセリングの充実のための施設	カウンセリングの充実のための施設での論じ方が弱い。総合的に計画し配置しただけではなく、保健室などと合わせて機能充実とカウンセラーの方が会話、傾聴しやすい環境を構築すべきである。このカウンセリングの環境は今後被災した際の一般住民の避難施設として機能した際、心のケア施設として再利用もできる可能性がある。	現在の学校の相談室等が後付けで設置されたため、保健室等への連携や周囲の視線等に配慮されていません。今後、カウンセラーが会話、傾聴しやすい環境を構築するためにも、まず配置を考慮すべきであると考え、記載の表記としています。
084	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設	3-2(3)「地域のつながりを育てる施設」は地域の各団体との話し合いが必要で合意形成が肝要と考える。学校(スクール)を核としてコミュニティをどのようにつくるのか。	本計画と並行して策定される第三期学校教育計画において、学校、家庭、地域の関係性について、今後検討を行うとされています。その検討の結果、必要であれば施設面での対応を行います。(事務局)

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
085	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 イ 地域における児童福祉の場となる施設	あそべえ、こどもクラブについて、「学校との連携協力を強化することを想定し施設を整備」は、具体的にどのようなことを指しているのか。校舎本体の普通教室と連続して（お互い転用しやすいように）同じ規模で入れるということか、何かのゾーンと近づけるということなのか。	学校の教職員と地域子ども館（あそべえ、こどもクラブ）の職員の連携を図るため、学校の意見を参考にしながら、職員室へ座席を設置できるようにします。
086	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	主に室内で使用する備蓄品の倉庫は、市民が搬出することを考慮し、必ず屋内運動場（体育館）のメインアリーナ配置階に設置すること。	「第4章2(2)個別事項 防災倉庫・備蓄倉庫」に、「避難所となる屋内運動場との連携を考慮し、配置する」と追記しました。
087	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難所避難者数を考慮すると、使用不可の場所（校長室、職員室等）を除き、普通教室をはじめ全て開放する必要がある。後追いで開放していくより、全て開放する前提の方が対応に躊躇がなく計画的に行動でき、教育活動の早期再開にもつながる。	全て開放する前提で施設を設計することは困難であり、非常時の運用については、施設の設計の前提となる日常の地域開放とは別に考える必要があります。
088	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難所の混乱を防ぐため最初から普通教室をすべて開放したほうが避難所運営協議会も計画的に行動ができる。	全て開放する前提で施設を設計することは困難であり、非常時の運用については、施設の設計の前提となる日常の地域開放とは別に考える必要があります。
089	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	道路から備蓄倉庫までの車両の進入経路の確保（物資輸送）が必要である。平常時にも、車両が校門を開けて侵入しなくてよいように、正門の近くの外壁の外に駐車スペースを確保する（児童保護例：大野田小）。開門をして侵入の場合に道路上に一時的ではあるが停車することになり、他の車両や歩行者に迷惑をかけている。	駐車場の配置については、各学校の敷地形状、建物配置などに応じ、個別に検討することになりますが、子どもの安全を考え、歩車分離ができることを前提とします。そのうえで、「第4章2(2)個別事項 防災倉庫・備蓄倉庫」に「車両が寄り付くことができる場所に設置する」と記載しています。
090	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	主に避難者居住スペースとなる体育館に近い場所にマンホールトイレの設備を設置する必要がある。トイレまでの導線がバリアフリーであること。経路には照明設備が必要。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
091	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難している人がマンホールトイレを使用する場合を考え、体育館の近くにつくってほしい。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
092	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	物資の保管場所は体育館同一フロアが望ましいが、地下や2階以上の場合に、手巻きウインチや電動スライド式荷揚げ機（マイティスライダー）を、発電機で作動させて活用できる設備設計にする。物資の上下の移動手段を確保する。（平常時の物資の搬入・搬出はEVが使用できることが前提です。）例）瓦を屋根に揚げる機械。	設備の配置・仕様を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
093	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	防災について具体的なことが書かれていない。災害があったときは1階、2階しか使用できない（他は困難だと思う）。その中で絶対必要な部屋は多目的室と備蓄倉庫の隣り合わせに作り、間仕切りでも良いので広くとってほしい。思いやりルームとしても使える。	開放用多目的室および低層階の諸室の配置を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
094	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現在の学校は防災のことは何も考えてない作りになっている。防災課の詳しい職員に意見を聞き、防災に備えた学校づくりをしてほしい。(防災課でも詳しい職員が少ない)	防災課とよく相談し、学校の改築時には必要な防災機能をあらかじめ設置します。(事務局)
095	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現状ペットは避難所に入れることはできないが、ペットと一緒にいることができるような避難所計画はあるか。	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。(事務局)
096	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	ペットの対策はどうするか。	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。(事務局)
097	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難時のインフルエンザ患者への対策は？	施設整備における具体的な想定はありません。避難所の運用に関する課題として、所管の防災課に伝えます。(事務局)
098	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	障害者について、同じ空間に入ることが難しい場合はどのように対応するのか。	非常時には開放用多目的室を思いやりルームとして使用する想定です。
099	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	これまで地震に対する議論がなされてきたが、最近の台風や豪雨を踏まえた水害なども加味した避難所設計にしてほしい。	ご意見のとおり、水害の想定も必要であると考えます。
100	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	避難所開設時の最終責任者は誰か。校長先生の立場や、教育委員会と武蔵野市災害対策本部の担当の立場はどうなるのか。	避難所開設時には、市の災害対策本部の長である市長が最終責任者となり、指揮系統は、災害対策本部-避難所班-各避難所の初動要員となります。ただし、そのラインに学校の教職員をどのように組み込むかについては今後の課題であるため、所管の防災課と研究していきます。(事務局)
101	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 ウ 地域の避難所となる施設	現状は明確な災害時の指示系統がなく、現場の混乱可能性が残っているという認識でよいか。	避難所開設時には、市の災害対策本部の長である市長が最終責任者となり、指揮系統は、災害対策本部-避難所班-各避難所の初動要員となります。ただし、そのラインに学校の教職員をどのように組み込むかについては今後の課題であるため、所管の防災課と研究していきます。(事務局)
102	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 エ 複合化への対応	地域の人も利用可能な教育施設を学校の中に入れ込むことも検討してほしい。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
103	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 エ 複合化への対応	学校施設は老人、障害者、幼児、学童保育、夜間、早朝勉強施設を併設しなければ地域の核や転用として活用が非常時、災害時にも難しいので、考慮は必定としてください。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
104	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備	コミセンなどの無料会議室・多目的室の不足から、予約・利用ができないことが多々ある。学校にもこうした場所の絶対数の確保を進めて欲しい。また屋内での飲食可能なスペースを増やすべきである。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
105	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備	複合化への対応として、学校図書館を地域に開放(土日や平日5時以降など)し、司書を常駐させることを提案する。武蔵野市には図書館が少なすぎる。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
106	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 オ 学校開放(多機能化)のための施設環境の整備	地域開放ゾーンについて、学校の責任者ではなく、学校外の方が管理することが大事である。	ご意見のとおり、複合化、多機能化は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。
107	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 カ 地域に調和し愛される施設	確かに多くの場合出身校には愛着があり、廃校や改築には残念に感じることはある。「愛される」とはそういうことなのか。そうでないとしたら、愛されるための工夫が説明文からは読み取れない。	ご意見のとおり、表記があいまいであったため、素案「第3章2(3)キ 永く愛される施設」を「カ 地域に調和する施設」に統合し、「カ 地域に調和し愛される施設」としました。
108	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(3)地域のつながりを育てる施設 カ 地域に調和し愛される施設	ライフサイクルコストに関して、最初にコストをかけ、耐用年数の長い建物を作る考え方はあるか。	地域のニーズ等に応じ、躯体を長期仕様にすることも想定されます。
109	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	この計画の素案を読んでまず、桜野小が基準に満たしていないことが多いことに驚いた。建て替えのタイミングを待たずに、体育館など日々の授業で足りない施設を補うべきではないか。	本計画では、今後の学校施設に求められる機能・性能を記載しており、その中には施設を改築しないと満たせない内容も多く含まれます。学校を改築するまでの間は、劣化保全、改良保全で可能な範囲での機能改善を行っていきます。(事務局)
110	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	武蔵野市は学校を含め公共建物に小刻みに手を加えてきたため52年間も持つていることに感銘を受けた。	今後も予防保全の考え方に沿った劣化・改良保全整備を実施していきます。(事務局)
111	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	文科省はそもそもライフサイクルコストを見据えて長寿命化を図ることを示しており、躯体状況に合わせた手入れをするべきであると言っている。武蔵野市の「42年目～45年目に劣化が進むので60年目を目処に改築をする」という方針では交付金をもらえない可能性がある中で、市債という選択をするならば、改築の正当性と妥当性を説明すべきである。	文部科学省が示す長寿命化に対し、本市も45年で改築するのではなく長寿命化させるという方向性は同じです。その前提で、長寿命化の範囲を何年とするかは自治体が判断することだと考えます。文部科学省から求められているのは、改築、改修に関わらず財政見通しに基づいた施設整備計画を策定することであり、60年で改築をするという方針により交付金の対象とならない、ということではないと考えます。
112	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	80年使用の長寿命化改修と60年使用後の改築では、改修費用が違うのではないか。	ご意見のとおり、現在の建物を60年まで使用する場合の方が、80年まで使用する場合より改修費用が安くなります。現在の長期的費用の算定では、60年改築、80年改築ともに改築後の建物の耐用年数を同じにしていますので、現在の建物にかかる改修費用の差が、長期的費用の差となります。
113	3章-2 学校施設整備に向けた考え方	(4)学校施設の機能・性能の維持・向上	図表13の長寿命化改修で困難な項目について、現段階での解消は難しいものなのか	図表13は、現在の建物の改修では不可能であり、改築でないとできない例として挙げています。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
114	4章-1 施設規模	(1)普通教室	今までより教室を広げることはとてもいいと思います。しかし、1クラスに40人もの子ども達に一人の教員が一斉授業をする方法は無理が生じてきていると思う。今後は学び方が変わっていくことを考えると、教室の内容やそれぞれの数を考え直していった方がいいと思う。	本計画は現時点での運用をもとに教室数の計算をしています。今後の教育的ニーズの変更に対しては、その時点で可能な限り対応していきます。(事務局)
115	4章-1 施設規模	(1)普通教室	教室の広さのシミュレーションは、現在の実際の机の大きさで計算しているか。	普通教室のシミュレーションは、新JIS規格の机の大きさで計算しています。
116	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)理科室	理科室は第一、第二、準備室と3つの部屋が必要。実験器具の収納スペースの問題と、特にクラス数が多いところでは理科室の使用争奪戦が起こっているという現状があるため。	特別教室は、授業数により必要な室数を確保する必要があると考えに基づき、記載の表記としています。
117	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)理科室	理科室の面積は、座学分のスペースだけあればよいというわけではなく、場所を取る実験もあるため狭いと非常に危険である。子どもたちが他人とぶつかることなく安全に実験するために、そこも考慮して慎重に設計してほしい。設計は机上の計算だけではなく、中学の理科専科、小学校の教員と理科指導員(来年度からは理科授業パートナーの名称に変更)など実際に授業で使用している人の意見を必ず聞いてほしい。	理科室の面積は、1室あたり2コマとしています(準備室含む)。これは現在の市内の小中学校および近隣自治体の状況を参考に算出しています。ただし、従来と同じコマ数であっても、1コマあたりの面積が広がった分、理科室の面積も広がります。設計は、現場で使用する方の意見を踏まえて行う必要があると考えます。
118	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)理科室	理科室について、クラスの最高人数が時代によって変わるので、生徒や児童数40名の場合を想定して、実験机や椅子の数を決めてほしい。	現在の運用である1学級40名で想定しています。
119	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)図工室・美術室	現在、第五小の図工室の準備室が学童保育の部屋に転用されて、図工室がとても狭い。作った物を置く場所にも困っているうえ、水道の数が足りなくて困っている。科目に必要な整備をしてほしい。	「第4章1(3)校舎(諸室面積基準)」に、1室あたりの必要面積を明記し、授業数により必要な室数を確保する旨を記載しました。
120	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)ラーニング・コモンズ	ラーニング・コモンズは今後重要となる。1カ所の広さの確保と同時に、複数カ所の設置も視野に入れてほしい。複数クラスで同時に使いたい、指導計画上複数学年の使用が同時に重なる等が考えられる。また、学習形態の変化に対応するには、フリースペース(1学年全員が集まって活動できる規模)があると良い。	ラーニング・コモンズ内の学校図書館、多目的室、ICT学習室は各々別の授業が行えるよう、間仕切り・遮音等に配慮します。また、多様な学習形態に対応するには、ラーニング・コモンズとは別に多目的室も必要と考え、本計画に記載しました。
121	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)職員室	職員室が最大3.5コマということは、教職員が多い場合は第二職員室ができたりするのか。	職員室は、最新の学級数の推計に基づき、必要席数×5㎡を確保した場合の最小値から最大値の幅を示しており、最大の学校で3.5コマと想定しています。
122	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)職員室	職員室に関しても個別校にあてはめるときに足りない上限値がでてくるのではないか。	最新の推計上最大の学校で3.5コマと想定し、記載していますが、各学校の計画時に改めて確認したうえで、必要席数×5㎡を確保する必要があると考えます。
123	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)児童生徒用更衣室	小学校では3、4年生の中学年でも、女子児童の保護者から男女分かれた更衣室がほしいとの要望がある。現状では、男女別の更衣室を確保するため別の目的の部屋を更衣室として使っているが、限界状態。新校舎では、更衣室の数を増やしてほしい。	従来の小学校では後付けで更衣室を設置してきましたが、本計画においては小学校にもあらかじめ設置することとしています。
124	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)	「印刷室」「倉庫・教材室」「児童生徒用更衣室」について各0.5コマではなく、学級数に応じた規模にすべきである。	教材室は学級数に応じた室数の基準を示しています。印刷室、倉庫、児童生徒用更衣室については、表記の内容で推計上最大の学校も間に合うものと考えます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
125	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ	コマ数で各部屋について書いてあるが、学校の規模に関係なく記載通りの上限値なのか？ 普通教室以外のあそべえなどの部屋の大きさの上限が決まっていることに疑問を感じる。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
126	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ	「児童数に応じた規模とする」となっているものの、コマ数が1.5~2.0と上限が設定されていることが気になる。学童クラブと違って定められた基準がないからこそ、児童が健康的に過ごせる十分な広さが確保されるよう、コマ数の上限を定めるべきではない。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
127	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ	あそべえのコマ数が1.5~2.0とあるが、令和元年5月時点での学校間の児童数で3.3倍の開きがある。おそらく2.0コマではなく5.0コマになるのではないのか。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
128	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ	あそべえのコマ数は児童数に応じた規模とあるが、小学校によって3倍程度の差があると思うが、コマ数に表れていない。	あそべえについては、児童数推計、利用率予測および各学校の敷地条件を総合的に勘案し、設計をする必要があると考えます。
129	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)あそべえ、こどもクラブ	あそべえ・こどもクラブのコマ数が学校教育へ影響がありそうな場合は学校外の施設も検討してはどうか。また、児童館の無い地域には児童館の設置も検討されてはどうかでしょうか。	こどもクラブの利用児童数の増加により、学校教育への影響が見込まれる小学校については、学校の隣接地での整備を行うことも想定されます。桜堤児童館については、日常的な予防保全、小規模な設備更新等を行い、長寿命化を図ります。(事務局)
130	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)こどもクラブ	学童クラブは校舎の中に入れるという意味か。	市の方針に沿って、可能な限り学校敷地内に設置する想定です。
131	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)こどもクラブ	改築スケジュールと学童クラブの建築時期のズレについてはどのように考えるか。	施設を効率的・効果的に配置するため、学童棟が別にある場合にも、校舎棟の改築と同時に改築する必要があると考えます。
132	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)こどもクラブ	学童クラブ入所者数が増えている要素も加味して学校の計画を考えているか。	最新の児童数推計および入会率の推移に基づき改築予定年次の入会数を計算し、必要面積を計算しています。
133	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)こどもクラブ	学童のコマ数表記が他の教室と違う理由は？いくら面積を確保しても、支援単位で分ける必要があるのでは？	ご意見のとおり、1室あたりのコマ数の表示に変更しました。
134	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)共用部	昇降口については安全を考えて、学級数に応じた基準を定めるべきである。	ご意見を参考に、「第4章2(2)個別事項共用部」に「1コマあたり9学級までを目安とする」、「可能な限りGL(グランドライン)からの高低差がないよう配置する」と記載しました。
135	4章-1 施設規模	(3)校舎(諸室面積基準)共用部	廊下の幅はどのように考えているか。防災訓練をする際に廊下に人が溢れたケースがあった。また、子どものユーティリティスペースについてどう考えるか。	学校へのヒアリングからも、余裕のある共用部に賛同する声がありました。また、廊下や昇降口の安全性を確保するためにも、本計画では共用部の面積基準を現在の平均よりも広げ床面積の40%以下としています。
136	4章-1 施設規模	(4)校舎以外屋内運動場	東京都の避難所ガイドラインによる避難者の想定人数の約92%の人が体育館に入り切らないが、教室等使うことを考えるのか。	非常時に避難者が屋内運動場に入りきれない場合の施設の運用については、学校ごとに検討する必要があると考えます。
137	4章-1 施設規模	(4)校舎以外防災倉庫、備蓄倉庫	現在の校庭にある防災倉庫は狭すぎ、ゴチャゴチャしていて整理できず何の役にも立たない。もっと広くしてほしい。	改築後の学校の防災倉庫として必要な面積を防災課に確認し、20㎡としました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
138	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項	習熟度別学習室、その他（学校）の多目的室、開放用の多目的室の用途の違いは何か。普通教室に転用が可能なのか、設備・機能が違うのか。	設備・機能に差はありません。習熟度別学習室、学校の多目的室については普通教室への転用も可能とすべきであると考えます。 開放用多目的室は開放ゾーンに配置し、学校とは別に管理する前提です。
139	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項	バリアフリー、エレベーター、電気、水の確保とトイレに重大な関心がある。	いずれも重要であり、安全で誰でも使いやすい施設とするためにはこれらの項目に配慮する必要があると考えます。
140	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項	音楽室以外の部屋では、教室外からの音がかなり大きく響く。環境を考える際に考慮に含めてほしい。	諸室の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
141	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 理科室	理科室の設備について、理科準備室だけでも湯沸かし器水道、換気扇、暗幕、冷蔵庫・製氷機・薬品庫の置き場を設置してほしい。特に湯が常時使えることは、短い授業時間内の実験効率を上げ、教員の負担を下げる。現在理科準備室に湯沸かし器がない中学校があるので、湯沸かし器だけは全校の設計に取り入れてほしい。	設備の仕様を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
142	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 理科室	現在、半地下に理科室がある学校が多いが、湿度の関係上カビが生えやすく、薬品や光学機器、電気機器を収納する場所としては適当ではない。	諸室の配置を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
143	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	ICT学習室には1人1台のデスクは残るのでしょうか。	什器については各校の判断によりますが、ICT学習室においても様々な使い方ができるようにする必要と考えます。
144	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	「学校図書館」について、不登校手前の対策、または再登校への足場として、「図書室登校」に対応できるような空間も作るべきである。また、教職員がいなくても常に利用できるような工夫がないと、教育的効果は得られないと思う（常に司書がいるのが理想であるが）。	ご意見として承り、不登校対策所管の教育支援課、学校図書館運用の所管の指導課に伝えます。（事務局）
145	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 ラーニング・コモンズ	ICTや図書館を一体化させるラーニングコモンズの考えはとても良い。しかし、低学年用読み聞かせスペースという考えには賛同しかねる。小学生、中学生みな読み聞かせは必要だと思う。	「低学年用読み聞かせスペース」とは、小学校の学校図書館における、本に親しむためリラックスして使用できるスペースを指しています。また、ラーニング・コモンズ内はすべてが静謐な空間ではなく、グループ学習等会話をしながら使用できる空間との併設を前提としていますので、中学生でも読み聞かせを行うことは可能であると考えます。
146	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 職員室	職員室内の休憩スペース設置は大変良い。それとは別に労働安全衛生法に規定がある労働者の休憩室（男女別）を確保してほしい。	労働安全衛生規則で設置義務とされている「休養室等」については、保健室が該当するほか、職員用更衣室を従来より広くとっていますので、更衣室内に臥床することができるソファを設置するなどの運用を学校ごとに考えていただくことを想定しています。 同規則で努力義務とされる「休憩設備」については職員室内に設置予定の休憩スペースが該当すると考えます。
147	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 職員室	支援人材が執務できる環境について、学校コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの想定かとも思うが、教育委員会からの委嘱を受けていない、地域子ども館館長についても、占有スペースではなくともよいので執務スペースにいることを位置づけてほしい。	ご意見を参考に、空間構成・仕様等に文言を追記し、「全ての教員、特別支援教育関係職員、支援人材、地域子ども館館長が執務し…」としました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
148	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 給食調理室	素案16ページ「イ」、「武蔵野市学校給食施設検討委員会」報告書の作業環境、労働安全衛生に関する記述をふまえ、給食調理室において調理員の労働衛生に配慮した作業環境を実現する具体的な表現として、給食調理施設の空間構成・仕様等欄に「・調理員の労働衛生に配慮した作業環境を実現する設備の検討を行う。」という一文を追記することを提案する。	給食調理室に限らず、本計画に記載するあらゆる施設・設備は、労働衛生に配慮し、法令を遵守することを前提としているため、給食調理室のみに記載する必要はないと考えます。
149	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 共用部	半地下の教室ではトイレが同じ階になく、子ども、教員にとって非常に不便なので、トイレは各階に設置してほしい。	ご意見を参考に、配置に「授業で使用する教室がある階には必ずトイレを設置する」と追記しました。
150	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 共用部	トイレについては、和便器でない(心理的に)できない子もいるので、校内に全くないという状態は作らないでほしい。	ご意見として承り、各学校の設計において参考とさせていただきます。(事務局)
151	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 共用部	トイレに関して、和式は基本的に設置しないと記載があるが、基本的には、どのような意味か。	和式便所を設置する可能性を残すという意味で「基本的に」という表現にしています。
152	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭を天然芝生化してほしい。人工芝と比べ、天然芝は地表温度を下げ、炭酸ガスを吸収し、環境負荷を低下させる効果がある。財政的にも人口芝より天然芝の方が長期的負担が軽いと思われる。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
153	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭舗装の検討条件に天然芝を入れてほしい。すべての学校に天然芝がふさわしいとは考えないが、個別の学校の整備の際に天然芝も含めた検討を行うべきである。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
154	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	天然芝を校庭に導入するという施策を、是非ここに加えて頂きたい。養生の問題、維持管理の費用などの課題に対する解決事例も数多く蓄積され、怪我の予防、運動外遊び意欲の向上、砂塵の防止、ヒートアイランド対策、情緒面のいやし効果等々期待される様々な効果があり、メリットと課題双方をより詳細に検討する価値は十分にある。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
155	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭の仕様に天然芝を選択肢に入れていない理由はあるのか。加えても良いのではないか。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
156	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	天然芝舗装仕様についてのデメリットをも緩和する方策がある一方、土舗装にもデメリット(土埃、ヒートアイランド現象)がある。子どもの成長のためには天然芝が良いと思うので、この計画に書かないのは残念である。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。
157	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭舗装について、子どもが外で遊びたくなるような環境づくりや、砂塵問題に配慮し、天然芝を検討要素に入れてほしい。	天然芝は管理負担が大きく養生期間が必要であるため、本計画では記載していません。大型車の乗り入れやどんど焼きの実施を考えると、土舗装が原則であると考える。そして、土舗装が難しい場合の選択肢として全天候型を挙げていますが、海洋汚染の懸念から、人工芝は削除しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
158	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	「人工芝」の言葉を削除してほしい。理由：人工芝がマイクロプラスチックの問題を引き起こすことが問題となっている現代において、人工芝を学校に敷くというのは時代の流れに逆行するものであり、子どもたちへの環境教育を推進しようとしていながら、環境に悪い素材を校庭に敷くのは矛盾しているのではないか。学校の校庭は、人工的な環境に包まれた現代の子どもたちの健全な成長のために、ぜひとも自然の土を基本としてほしいと考える。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
159	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭の舗装について、人工芝とあるが、環境ベンチャーの「ピリカ」の調査によると人工芝がマイクロプラスチックの発生源としては一番多く23%を占めるとのことである。素案22ページのエコスクールプラスではSDGsの観点は無いようだが、そういう環境面も配慮したほうがよいのではないか。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
160	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	マイクロプラスチックが及ぼす海洋汚染の害を考えると、二次マイクロプラスチックの元となる人工芝を校庭に使用するのは教育的・道義的に問題があると考ええる。舗装材の候補から外すべきである。	ご意見を受け、人工芝を削除しました。
161	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	「すべての小中学校に、生物多様性や環境学習のための学校ビオトープを設置する」としてほしい。 理由：各小中学校にある学校ビオトープは、市内の生態系ネットワークの小～中拠点として重要な意味をもっており、生物多様性の重要なスポットである。「武蔵野市生物多様性基本方針」でも学校ビオトープを活かして自然環境教育と市民性を高める教育を一体的に推進すると明記されている（28ページ）。	現在、ビオトープは小学校に設置しており、今後も中学校への設置は考えておりません。改築後の小学校でも、極力敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあるため、記載の表記としています。
162	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	小学校のビオトープについては、設置を前提とする個別計画もあるため極力敷地内での設置をすべきと考えます。	ご意見のとおり、極力小学校の敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあるため、記載の表記としています。
163	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭にビオトープは必ずしも作る必要はないと読み取れる。市では生物多様性基本方針を策定し、その中でビオトープを活用すると書かれているし、武蔵野市のように大きな緑が無いまちは、学校ビオトープを含むエコロジカル・ネットワークで生物多様性を保全する必要がある。植栽も含め生き物の移動の移動を助け居場所になるようにすべき。	極力小学校の敷地内に設置しますが、学校によっては建物、トラック等の必要面積を確保した結果ビオトープの設置が不可能となる可能性もあります。その場合でも環境学習の教材を確保するという点を明らかにするため、記載の表記としています。
164	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	ビオトープの管理は教職員だけではなく専門家や地域力もあるといい。施設整備とは関係なさそうだが、設備を作るのであればその後の管理・運営まで考えておいた方がいいと思う。	ご意見のとおり、あらゆる施設・設備は、設置の際に管理運営方法を合わせて検討し、学校への負担増とならないよう考慮する必要があります。施設・設備は設置の際管理運営方法を考慮し、学校の負担軽減につなげる必要があります。
165	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	北側校庭の水捌けや残雪対策を求む。	北側校庭の場合、土舗装ではご指摘のような課題があり、対策として全天候型舗装を検討すべきであると考え、記載の表記としています。
166	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	もし北側に校庭を配置する場合、雨天後は乾燥しやすく、降雪後は融雪しやすい工夫をどうするかまで考えた配置が必要と考えます。	北側校庭の場合、土舗装ではご指摘のような課題があり、対策として全天候型舗装を検討すべきであると考え、記載の表記としています。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
167	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	南側校舎（北側校庭）になりそうな学校は既に想定されているか。	施設の配置は各学校の検討の中で明確になるため、現在想定する学校はありません。
168	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	北側校庭に関して、日照問題で冬場に校庭を使えなくなる可能性があるため慎重に検討してほしい。	ご意見のとおり慎重に検討すべきですが、敷地条件が厳しい学校があるため、北側校庭を選択肢として残す必要があると考えます。
169	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	北側校庭に関して、日照問題で冬場に校庭を使えなくなる可能性があるため慎重に検討してほしい。	ご意見のとおり慎重に検討すべきですが敷地条件が厳しい学校があるため、選択肢として北側校庭を残す必要があると考えます。
170	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	北側校庭を検討するのではなく、高さ制限・日影規制を緩和できないのか。	高さ制限および日影規制の緩和の許可を得ることは困難であることと、高さ制限緩和の認定を受けることができる学校でも、南側へ校庭を設置することを現時点で保証できないため、選択肢として北側校庭を残す必要があると考えます。
171	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 校庭	校庭の木は登れるように剪定できないか。子どもの体力過去最低などいいながら、市内公園ではボール遊びができなかったり、2mまでは枝を落とす剪定をしていたり、子どもの成長に配慮された状況ではない。全体的にまちは大人の都合で作られているので、せめて学校は子どもの都合を優先してほしい。	各学校の校庭・緑の管理・運用に関するご意見として承ります。（事務局）
172	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 プール	「校地の条件により、学校外施設の活用、複数校での共同利用～」とありますが、現実的ではない。以前、桜野小で工事のためにプールが使えなくなり、近隣のプールを借りて授業を行いました。移動による時間ロスが多く（2校時＋中休みを使っても入水できるのは20分程度）、借り上げ路線バス移動のためシートベルトなどの安全装置がなく、毎回酔い止めを服用せざるを得ない児童もいたり、教員・児童両方に負担が大きい割に実りが少ないものだった。	ご意見として承ります。
173	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 プール	第三小のプールを学校敷地内につくってほしい。	施設の配置を検討する際の参考とさせていただきます。（事務局）
174	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	屋内運動場には、避難者の衛生管理のため、男女別シャワー室の設置も必要である。	平時も含めた利用頻度や現実的な実現可能性を考慮する必要があり、具体的な仕様を検討する際の参考とさせていただきます。
175	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	「武蔵野市第六期長期計画 計画案」、素案16ページ「エ」「キ」をふまえ、水害・風害時にも避難所として使用される屋内運動場の適切な温熱環境を確保するためのハード面の整備方針を具体化する表現として、屋内運動場の空間構成・仕様等の欄の表記を「避難所利用を想定し、男女別のトイレと更衣室を設置するとともに、水害・風害による停電発生時にも対応できる空調機の検討を行う。」とすることを提案する。	ご意見を参考に、空間構成・仕様等の文言を追加し、「避難所利用を想定した温熱環境を確保し…」としました。
176	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	避難所は避難人数に関わらず、区割りができるようにしたい。	避難所の運用についてのご意見として承り、担当の防災課へ伝えます。（事務局）
177	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	第三小体育館の近くの女性トイレが和式なので、早急に直してほしい。	現在の施設へのご要望として承ります。（事務局）
178	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	体育館が地下にあるのは避難所として無理がある。	今後は水害も想定した配置とする必要があると考えます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
179	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 屋内運動場	避難所として利用する場合、地域への援助物資の配布拠点となるため、物資の搬入動線と貯蔵スペースに考慮をお願いしたい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
180	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	学校内の備蓄倉庫に毛布を保管するなどの考えはあるか。	避難所施設の運用については、各学校ごとに関係者間で協議します。(事務局)
181	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	防災備蓄倉庫は体育館と同じフロアで近い位置に設置していただきたい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
182	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	現在、第三小の備蓄倉庫はオープンな地下にある。地下は物資の出し入れに不便なので同じフロアに置いてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
183	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	備蓄倉庫は平らな場所に作ってほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
184	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	防災倉庫は、体育館に隣接させてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
185	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	台風で外に出ることが困難な状況も想定し、体育館の近くに備蓄倉庫、防災倉庫をおいてほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
186	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	備蓄倉庫は使いやすいように、体育館の周辺に作ったほうが良い。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
187	4章-2 施設の配置と整備方針	(2)個別事項 防災倉庫、備蓄倉庫	改築の際には防災の観点から、防災倉庫、ふれあいルームの位置等に配慮してほしい。	ご意見を参考に、第4章2(2)個別事項「防災倉庫、備蓄倉庫」の配置に、「避難所となる屋内運動場との連携に考慮し、配置する。」と追記しました。
188	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	ラーニング・コモンズ内の多目的室を地域に開放するのは、安全管理区分を分ける必要があり、配置に制約が生じないか。普通教室の子どもが使いにくい遠いところにならないか。	ラーニング・コモンズはあくまでも学校教育の中心であり、例外として個別の学校の計画において、ラーニング・コモンズ内の学校図書館の開放を希望する声があることを想定し記載しましたが、多目的室やICT学習室も含めたラーニングコモンズ全体をすべての学校で開放するように読めることから、該当部分を削除しました。
189	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	管理区分に開放ゾーンを設けるのであれば、改築後は開放ゾーンを管理する市の正規職員を配置してほしい。管理が副校長の手から離れるとしたら、なおさらきちんと判断と責任を持つことができる職員がいないと、地域との調整は本当に大変である。また、新設とはいえ故障時の対応維持メンテナンスなどの指示も必要になる。	改築後の学校における複合化・多機能化を検討するにあたっては、管理の方法についても合わせて検討が必要があると考えます。開放管理のあり方についてのご意見として承ります。
190	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	武蔵野市には会議室や図書館、茶室、調理室など無料で使える施設がたくさんあるが、暗室や工作機械が使える施設など科学・技術系の施設がない。近隣では三鷹市の「ファブスペースみたか」などがある。学校施設を開放するのであれば、家庭科室や多目的室だけでなく、理科室や図工室、技術室も開放してほしい。音楽室も需要はあると思う。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。さらに家庭科室以外の特別教室等の開放については、児童生徒の安全を確保できる配置、物品・備品の管理等の課題があり、慎重に検討すべきと考えます。(事務局)

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
191	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	開放ゾーンを増やしてはどうか。(例:音楽室、技術室)。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。さらに家庭科室以外の特別教室等の開放については、児童生徒の安全を確保できる配置、物品・備品の管理等の課題があり、慎重に検討すべきと考えます。(事務局)
192	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	大野田小のPTA室と体育館会議室は、入り口が同じできちんとした区割りがなされていない。防犯、情報管理の面でも不都合が多いので、改善を希望する。	現在の施設へのご要望として承ります。(事務局)
193	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	学校図書館も地域に開放すべきである。学校内を通らずに行ける出入り口を別途つける必要がある。三鷹市がすでに開放しているので、参考にさせて頂いたら良いと思う。	複合化、多機能化については、本計画に記載する基本的な方針を踏まえたうえで、機能面、物理面、地域性の観点から学校ごとに検討を行います。学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
194	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	生涯学習担当管理を持たせ、学校内の施設設備が生涯学習に活用されるのは大変良いこと。特に多目的室が利用できるのは、地域の「学びおくり」を行う生涯学習支援の視点からも素晴らしい。注意点は「学内の生徒の安全が守られるセキュリティーを担保すること」である。必ず、区分できる仕組み、安全が守られる仕組みを入れてほしい。	ご意見のとおり、複合化、多機能化は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからないことを前提とする必要があると考えます。(事務局)
195	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	学校開放時に使用する設備は低層階に集約してほしい。	複合化、多機能化する施設は、学校と管理運営を完全に分離し、児童生徒の安全が確保され、学校(管理職)への負担がかからない配置とする必要があると考えます。
196	4章-2 施設の配置と整備方針	(3)管理区分	PTA等は現在で開放ゾーンなので引き続きお願いしたい。	ご意見として承ります。(事務局)
197	5章-1 整備スケジュール	(1)改築順序の基本的な考え方	4校同時の工事が現実的でない理由は?	単年度で負担できる工事費の金額の上限と、本市の技術職の人数が限られているため、年度ごとの工事を2校までとしています。
198	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	第一小体育館のコア抜きCON強度11.3という数字はどのように測定した数値か。代表値なのか平均値なのか。	サンプルの最小値を記載しています。(事務局)
199	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	改築は第一小の体育館から行うべきではないか。	当時の専門家の診断および第三者機関の評定で耐震性能を満たしていますので、即時に改築工事を行う必要はないと考えます。
200	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	学校を建て替えるのであれば、順番がなぜそのようになっているのかを説明していただきたい。第一小学校卒業生としては、なぜ第一小学校が第2グループなのか、心配でならないので説明をしてほしい。	第一小は第1グループの要件である「築後50年超で次の計画改定までに築後60年超となる」または「劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある」のいずれにも該当しないため、第2グループとしています。改築までの間も、予防保全の考え方に基づいた改修を行い、適切な教育環境を維持していきます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
201	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	素案30～31ページのデータと定性的な評価を点数化してほしい。	係数の掛け方によって、評価値が大きく変動してしまうことや、数値化できない情報があること、さらに評価の根拠を問われた場合は結局変数をもとに説明しなければならないことなどを考慮した結果、点数化はせず、調査結果の数値で判断しています。
202	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	係数の意味を説明したり、点数化した評価の妥当性のチェックは専門家が行えば良いことで、そのための策定委員会なのではないか。	教育委員会では、劣化状況調査結果の個々のデータをもとに改築順の考え方を示すことが一番わかりやすく、公平であると考えています。(事務局)
203	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	どのように改築順序を決めたのかわかりにくいので、点数化したものはあるか。	係数の掛け方によって、評価値が大きく変動してしまうことや、数値化できない情報があること、さらに評価の根拠を問われた場合は結局変数をもとに説明しなければならないことなどを考慮した結果、点数化はせず、調査結果の数値で判断しています。
204	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	平成19年度の調査結果を参考するのは古くないか。	経年変化がない項目は当時の数値を使用します。屋根や外壁に関しては経年変化するので、直近の調査結果を用いています。また、コンクリートの中性化に関しては、経年変化を理論式により計算できますので、調査時点から現在までの変化を計算した結果を記載しています。(事務局)
205	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	素案30～31ページの数字に関して、平成12年の調査というのは情報として古くないか。	経年変化がない項目は当時の数値を使用します。屋根や外壁に関しては経年変化するものなので、直近の調査結果を用いています。また、コンクリートの中性化に関しては、経年変化を理論式により計算できますので、調査時点から現在までの変化を計算した結果を記載しています。(事務局)
206	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	コンクリートの中性化を調べるのは外側のみか？ 一部の学校では建物内の壁・柱がひび割れていたりするので、補修要望を出している。	内側の検査も行っています。内装については施設課が毎年点検評価を行い、予防保全を行っています。(事務局)
207	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	耐震補強やコンクリートの圧縮強度の○は、パーセンテージなどでの数値化は可能か。	数値で示せるものもありますが、基準値を満たすか否かを○×で示す方が実際の数値を示すよりわかりやすいと判断し、記載の表記としています。(事務局)
208	5章-1 整備スケジュール	(2)劣化状況調査結果	劣化状況調査結果の新耐震基準のコンクリート圧縮強度について、○で示すのではなく、旧耐震基準建物同様に詳細なデータを公表するべきではないか。	新耐震基準の建物については、建築基準法の完了検査においてコンクリート圧縮強度も含めた建築基準関係規定に適合していることが認められ、検査済証を取得しています。このため、本計画では基準値を満たしていることを○で示しています。(事務局)
209	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	第五中と第一中の中学校内に作られた仮設校舎を、それぞれ第五小と井之頭小が引き続き利用するのであれば、通学先が変更になるので、安全を改めて確認して頂きたい。行先が変わる小学生は混乱しないよう手厚い配慮を行ってほしい。	ご意見のとおり、十分な安全対策を行います。(事務局)

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
210	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	第五中、第一中内の仮設校舎を第五小、井之頭小の児童が使う場合、小・中コラボレーション授業などの「フィジビリティ・スタディ」を計画してみてほしい。 小・中一貫には反対でしたが、この2年の限られた短期間なら、子どもたちに「良い影響」を与える「多世代型交流授業」の試験的な取り組みが行えるのではないかと。	ご意見として承ります。（事務局）
211	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	第五小は雨漏りがあると聞いているので、先に改築するべきではないかと。	雨漏りについては既に対応しました。第五小に限らず全ての学校において、必要なメンテナンスは随時行います。また、第五小は敷地が狭く、仮設校舎を建てることのできないため、第五中に建てた仮設校舎を使用することが前提となり、改築順をこれ以上前倒しにできません。（事務局）
212	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	中学の中に建てた仮設校舎を、小学校の仮設校舎として使うことについて、現段階において、どのような影響が予測されるか。また対策はどのように行うのか。	通学距離が長くなることや、中学校の校庭に十分なスペースを取れない期間が長くなることが想定されます。対策としてはスクールバスによる登校や、校庭の代替として他の施設を借用することが考えられます。
213	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	仮設校舎の使用の子どもへの影響について、バスの通学などがあると思うが、特に受験生などに対して工事の精神的配慮は考えているか。	子どもが学習に集中できるよう、仮設校舎のグレードに配慮する必要があると考えます。
214	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	学校を建て替えるには相応の敷地が必要と度々出てくるが、例えば井之頭小学校を考えたとき、税務署の用地を工事拡張すれば、延べ床面積や容積率が変わってくる。そういった要素から先に考えるべきではないかと。	素案11ページの記載のとおり、敷地拡張も課題解決方法の一つですが、その解決を待って、全体の基本計画を策定する事は現実的ではありません。まず全体計画としての本計画を定めたいと、個別計画で解決を図るべきであると考えます。
215	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	基本計画が決まったあとに個別校の課題解決について考えるのは遅くないかと。	個別課題の解決を待って、全体の基本計画を策定する事は現実的ではありません。まず全体計画としての本計画を定めたいと、個別計画で解決を図るべきであると考えます。
216	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	改築順序、年次案には意味がわからないことがありいろいろな面で不平等になっていることも聞いている。	「第5章1 整備スケジュール」において、具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。
217	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	改築順序について。なぜ各学校のデータが有りながらこのような順序になっているのか。	本計画では具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。
218	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	公平性を担保して改築順を決めているんだとするならば、その根拠をきちんとお示しいただきたい。	本計画では具体的なデータをもとに、どのように判断したかの考え方を説明しています。
219	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	改築順第1グループの境南小と第六中の工事期間が連続することは避けてもらいたい。境南小の子どもは第六中と第二中に通います。第二中も含めてまだ時間があると思うので子どもに影響が少ないよう検討してほしい。例えば第六中を前倒しにして、限定的に3校になる時があっても良いと思う。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
220	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	境南小と第六中の工事が続いてしまうことが気になる。小・中と連続3年間工事中という児童がでるのではないかと？第六中の改築年を1年前倒しするだけで避けられる問題なので、再考すべきである。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
221	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	境南小の子どもは最悪4年間も工事期間にあたってしまう。あまりにもかわいそう。どうにか六中・二中の工期を早めて境南小を後にできないだろうか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
222	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	境南小の児童は第六中と第二中いずれにおいてもの小学校と中学校の両方で改築工事期間に学校生活を送ることになるが、それを考慮しているのか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
223	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	境南小の児童は第六中と第二中いずれにおいてもの小学校と中学校の両方で改築工事期間に学校生活を送ることになるが、それを考慮しているのか。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
224	5章-1 整備スケジュール	(3)具体的な改築順序	境南小と第二中と第六中の連続した工期に関しては、同じ子どもや小学校と中学校で連続して仮設校舎使用とならないよう考慮してほしい。	境南小の児童が中学で連続して仮設校舎の使用とならないよう、順番を見直しました。
225	5章-2 事業費について		改築改修費の金額はこんなにかかるのかと認識を新たにした。	多大な費用を要することを念頭に、費用の圧縮に努めるとともに、費用の平準化を図る必要があると考えます。
226	5章-2 事業費について		24年間の723億円の事業費に関して、内訳は、校舎としての16校と体育館1つという認識でよいか。	大野田小学校校舎と、千川小学校（全棟）は含まれていません。築年数が新しく、本計画の期間内に改築期が到来しないためです。
227	5章-2 事業費について		事業費についてはもっとしっかりとした技術面や財政面についての説明が必要と考える。職員より専門職の市民のほうが詳しいこともあるので、そのような市民が納得できるような説明材料を揃えるべきではないか。	「第3章2(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較（100年間）のグラフを追記し、さらに「第5章2 事業費について」に本計画期間内の事業費試算の詳細を追記しました。
228	5章-2 事業費について		市の財政状況はどうか。国・都の補助・交付金は受けられるのか。	市の負担（市税・基金・市債）が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）
229	5章-2 事業費について		大きな事業費となるが、財源はどのように考えているか。財源の内訳などの数字を提示すべきである。	市の負担（市税・基金・市債）が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）
230	5章-2 事業費について		改築の総額費用は、武蔵野市の財政内でまかなえるのか。補助金には頼らないのか。	市の負担（市税・基金・市債）が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により可能な限り獲得していきます。（事務局）
231	5章-2 事業費について		事業費については年度別の総コストを、原資調達方法も含めて資料にいらしてほしい。	年度別総コストについては、第3章2(4)「学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較（100年間）として追記しました。資金調達方法については、市の負担（市税・基金・市債）が原則で、国・都の補助金等は、各学校の改築、改修を実施する際の要件により、可能な限り獲得していきます。（事務局）
232	5章-2 事業費について		財政に関して、総事業費と改修費、改築費の年度別推移は公表可能か。	「第3章2(4) 学校施設の機能・性能の維持・向上」に60年改築と80年改築の長期的費用比較（100年間）のグラフを追記しました。
233	5章-2 事業費について		仮設校舎を建てた後、本設を建て、仮設校舎を壊すという流れを考えて、建設工事金額と仮設の金額がわかれているという認識で良いか。	ご指摘のとおりです。
234	5章-2 事業費について		事業費にデザイン料の上乗せはないか。	東京都の標準予算単価で計算しており、デザイン料の追加はありません。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
235	5章-2 事業費について		事業費シミュレーションについて、武蔵野市の教育の特徴を見込んで計算しているのか。だとすると事業費圧縮、財政規律の維持という方針に反するのではないのか。	財政規律の維持という前提に基づき、規模、費用が過大とならないよう、「第4章1(3)(4)面積基準」および東京都標準予算単価をもとに計算をしています。
236	5章-2 事業費について		未来の利用者が負担するという意味で、市債を進めることは必要なことなので、是非がんばって計画を進めて欲しい。	財政バランスをみながら進めてまいります。(事務局)
237	6章 整備の進め方		そもそも改築なのか建て替えなのか分からない。	本計画での「改築」とは、「建物を全て建て替えること」を指し、第6章では、改築の進め方について記載しています。
238	6章 整備の進め方		本計画の次に作成する個別施設計画の際にヒアリングは開催されるか。	改築の際には、学校ごと設計の前に基本構想・基本計画を策定します。基本構想・基本計画は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞き、策定する必要があると考えます。
239	6章-1 推進体制の確立	(1)改築懇談会(仮称)の設置	改築懇談会の人数規模はどれくらいか。メンバーは固定なのか、都度招集なのか。	改築懇談会(仮称)で個別の事情や課題を把握するために、幅広く人選を行ったうえで、議論を継続するため固定メンバーとする必要があると考えます。なお、改築懇談会(仮称)だけでなく、アンケート、説明会のほか、ワークショップ等地域住民間で話し合うことができる場の設定も検討します。
240	6章-1 推進体制の確立	(1)改築懇談会(仮称)の設置	意見交換会の際、事務局から「改築懇談会は固定のメンバーで行う」と説明があったが、あらゆる委員会同様にアテ職でメンバーを選ばないでほしい。失礼ながらアテ職で選ばれたかたの中には、判断能力や責任感が足りないのでは?と思えるかたもいます。ダルマのように、ただ黙って座っているだけのようなかたもいます。アテ職で選ばれてしまったことを重荷に感じているかたもいるでしょう。そんなメンバーから出た意見で改築の検討を進められてしまうなんて、子ども・教職員・保護者にとっては不幸です。誰も得をしないシステムなので、アテ職で人選することは絶対に止めるべきです。	ご意見のとおり、改築懇談会(仮称)の委員は、その学校の改築に関するステークホルダーの中で、それぞれの立場からご意見をいただくことができる方にお引き受けいただく必要があると考えます。(事務局)
241	6章-1 推進体制の確立	(1)改築懇談会(仮称)の設置	会議だけでなく、基本構想・基本計画の策定中は常に意見を寄せられるシステムを作るべき。パブリックコメントのような短期間では、広く意見を聞くことに限界がある。	ご意見として承ります。(事務局)
242	6章-1 推進体制の確立	(1)改築懇談会(仮称)の設置	個別校の仮設校舎共用の話し合いをする場はどこに設けられるのか。	改築懇談会(仮称)で検討する予定です。(事務局)
243	6章-2 計画的な整備の実施	(2)工程と期間	第五小と井之頭小の仮設校舎を中学校と共用する場合、他の学校のスケジュールとは違うため、別の対策をとったほうがよいのではないのか。	ご意見のとおり、仮設校舎を共用する中学校と小学校の改築事業の連続性に配慮し、スケジュールを組む必要があると考えます。
244	6章-2 計画的な整備の実施	(3)議論の進め方	今後の具体化が大切だと思うが、ぜひ現場の声を聴いて進めてほしい。	改築の事業は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞きながら進める必要があると考えます。
245	6章-2 計画的な整備の実施	(3)議論の進め方	改築後の新校舎は使用中に不具合が生じた場合、安易に、また即座に改築できるものでもなく、その後、何十年にもわたって使用していかなければならないことから、現場の意見を十分に考慮し、慎重に設計をしてほしい。	改築の事業は、その学校の教職員、児童生徒、地域の方、将来その学校を使用する児童およびその保護者等の意見を聞きながら進める必要があると考えます。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
246	6章-3 整備後の評価と次校整備への反映、本計画の見直し		8年ごとの長い見直しの中で、各年度ごとにコストの見直しが必要だと想定される。策定委員会で行う場合、策定委員会の中にファイナンスの専門家の配置が必要なのではないか。	市の財務部長が本計画の策定委員として、計画策定時の財政面の確認を行っています。その後のコストのチェックは市教育委員会および市の学校建築担当が市の財務部門と協議をしながら行うものであると考えます。
247	用語集		逆引きもできるように、用語が実際に使用されているページの掲載を希望します。	ご意見を受け、用語集を修正しました。(事務局)
248	計画全体		いろいろな面で、防災安全部と教育委員会の連携を密にしていきたい。	ご意見として承ります。(事務局)
249	計画全体		文体が不統一である	ご意見を受け、表記を修正しました。(事務局)
250	計画全体		素案中「子どもクラブ」は「こどもクラブ」という表記が正しい。	ご指摘のとおり、表記を修正しました。(事務局)
251	計画全体		一般的な施設のみならず、学校施設全体をみた際に子ども目線での有効なスペース(ピオトープ等)について考えてほしい。	ご意見のとおり、子どもが日常の大半を過ごす場所として、子どもにとって有効か、という視点を持ち、施設を計画する必要があると考えます。
252	計画全体		素案内容は、策定委員会のハード・ソフト両面での児童中心の考え方が良く理解できるが、机上の考えと完成後に使用する立場では大いに差異があると思われるので、現場の意見を吸収しつつ、設備に生かしてもらいたい。	各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えます。
253	計画全体		現在、それぞれの教室を使用している人の声をていねいに拾ってほしい。	各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えます。
254	計画全体		グループ学習について、事例として挙げられた40名が同じ部屋のケースでは実際はうるさくてできない。現場の先生などの意見を聞いて計画を進めてほしい。	事例は、教室の広さを従来より広げるにあたって必要な面積を検証するため、最大人数で作成したものです。各学校の計画においては、使用者の意見を聞くことが重要であると考えています。(事務局)
255	その他		植栽についてはどのように考えているか。緑のつながりやネットワークについても考えてもらいたい。	緑化については、武蔵野市まちづくり条例および武蔵野市緑化に関する指導要綱の規定に基づき敷地面積の20%以上を確保します。そのうえで、学校ごとに状況が異なるため、具体的な緑のつながりについては各学校の計画において検討すべきであると考えます。
256	その他		新校舎の建築工事中、子どもたちはどこで過ごすのか。	仮設校舎を建てない場合は、新校舎へ移転するまでの間、現在の校舎で過ごすことになります。一方、仮設校舎を建てる場合は、新校舎へ移転するまでの間は仮設校舎で過ごしますが、仮設校舎を新旧新校舎と同じ敷地に建てるか否かにより、子どもの環境は大きく変わります。いずれの場合も校庭を工事前と同様には使用できないので、対策として、他の施設の敷地を借りることも必要であると考えます。(事務局)
257	その他		何年か前に行った雨水浸透貯留施設工事に関しては、本計画にどのような影響があるのか？	雨水貯留浸透施設については、やむを得ず施設設置箇所の上に建物を建築しなければならない場合には撤去し、条例に定める基準で再設置します。(事務局)
258	その他		過去、自身が関わる工事において井之頭小学校のスラブについてひび割れがあった事例があったが、現場の検査を行い大丈夫と判断され進めたが、本当に大丈夫だったのかという思いをもっている。	過去の事例については、当時適切に対応したものと認識しています。改築順については本計画で示す劣化状況調査の結果に基づき適切に判断しています。

番号	章・節	細節など	意見要旨	対応方針
259	その他		策定委員はどのような基準で選定されたのか。	今後の学校施設および施設の整備のあり方について検討していただくという視点から、外部委員については長寿命化改修も含めた学校施設整備および学校建築の専門家、学校教育に関わる専門家などハード・ソフト両面での専門家、学校関係者として校長先生、開かれた学校づくり協議会、PTA、コミュニティ研究連絡協議会、民生児童委員、青少年問題協議会など、学校関係・地域・福祉の団の関係者となっており、庁内からは本市のファシリティマネジメント、財務、教育の担当部長となっています。（事務局）
260	その他		策定委員会のメンバーに、建築技術の専門家・ファイナンスの専門家が居ないようにみえる。第三者的な視点で評価・チェックを行える人が必要である。	本計画は、教育委員会内部でなく、学校建築に関する専門家および文部科学省の学校施設の専門家に策定委員としてご参加いただき、本市の技術部門および財務部門との協議も行い策定しています。（事務局）
261	その他		策定委員に一級構造建築士を入れるべきである。	現在参加していただいている策定委員により、必要な検討を行っていただくと考えています。（事務局）
262	その他		策定委員会の中で福祉専門家は誰か。	民生児童委員から策定委員として参加していただいているほか、庁内の福祉担当部署と協議のうえ、本計画を策定しています。また、各学校の設計段階においても、福祉の担当部署のと協議を行いながら進めます。（事務局）
263	その他		学校施設についての計画を策定する委員会なのに、障害者福祉分野の委員がいないのは問題がある。今からでも遅くないので、障害者福祉の観点から意見を言える委員を加えるべきです。	庁内の福祉担当部署と協議のうえ、本計画を策定しています。また、各学校の設計段階においても、福祉の担当部署のと協議を行いながら進めます。（事務局）
264	その他		策定委員会の中で防災専門家は誰か。	防災の専門家はいませんが、防災課と調整しながら本計画を作成しています。（事務局）
265	その他		建築に関する情報を評価できる人を策定委員会のメンバーにいてほしい。	策定委員として学校建築の専門家に参加していただいています。（事務局）

用語集

頁	用語	説明
あ行		
30,33	Is(アイエス)値 (構造耐震判定指標)	Is値 (Seismic Index of Structure) とは建物の耐震性能を表すための指標のこと。建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などといった耐震性能に大きく関わる要素を総合的に判断する指標。一般的に【 $Is < 0.3$ …倒壊または崩壊する危険性が高い】、【 $0.3 \leq Is < 0.6$ …倒壊または崩壊する危険性がある】、【 $0.6 \leq Is$ …倒壊または崩壊する危険性が低い】と言われている。本市の学校施設は避難所に指定されていることから、重要度係数を1.25倍とし、Is値は0.75以上としている。
8,15, 22,24, 28	ICT(アイシー ティー)	Information and Communication Technologyの略で、情報・通信に関する技術の総称。具体的には、コンピュータ、タブレット端末、プロジェクタ、電子情報ボード、実物投影機、デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ等のハードウェアや、ネットワーク、映像資料等のソフトウェア等を指す。
5,9,17, 22,24, 26,28, 37	あそべえ	文部科学省が所管する「放課後子ども教室」の武蔵野市での名称。保護者を含めた地域社会全体で子どもを育てるという考え方にに基づき、小学生の放課後を充実させるための施策の一つとして、早朝、放課後、学校長期休業中に学校の教室、校庭、図書室を利用した開放事業を行い、小学生の安全な居場所を提供し、異年齢児童の交流を図っている。
34,39	意匠	外観に関するデザインのこと。形状、模様、色彩、またはこれらの結合を指す。建築においては建物のデザインを指すことが多い。
1,2	インフラ長寿命化 基本計画	今後、約800兆円に及ぶインフラストックの高齢化に的確に対応するとともに、大規模災害に備え、国土、都市や農山漁村を形成する基盤を広く「インフラ」として捉え、あらゆるインフラを対象に、老朽化対策に関する政府全体の取組として、国土交通省が平成25年11月に『インフラ長寿命化基本計画』を策定した。
8,15	インクルーシブ教育 システム	障害者の権利に関する条約（日本は平成26（2014）年に批准）の第24条に書かれている理念で、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズに応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であるとされている。
13	運動部活動の地 域スポーツ化	生徒のスポーツ環境の充実、適切な運動部活動指導、学校と地域が共に子どもを育てるという観点から、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進めること。学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等により整備を進める。
9	SDGs (エスディー ジーズ)	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された。貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中のすべての人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするために2030年までに達成すべき17の国際目標が定められている。
23	エコスクール・プ ラス	市区町村等がエコスクールとして整備する学校を、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力して認定する制度。認定を受け、一定の条件を満たした場合には、学校施設の新築、増築、改築または改修を実施する際に、文部科学省より施設整備費についての単価加算措置（2.5%）および関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。

頁	用語	説明
26	オープンスペース	教室と一体化して多目的に使用できるスペース。武蔵野市においては千川小や大野田小において普通教室と廊下の間仕切りを設置せず、一体として使用できるようになっている。
9,17, 22,26, 27,28	屋内運動場	体育館について、法令上での名称。
26	思いやりルーム	災害時に避難所が開設された際に、専門的なケアは必要ないが一定の配慮が必要な避難者のために、一般の避難スペースとは別に独立して設置する部屋。武蔵野市の地域防災計画において位置づけられている。学校においては、アクセスの良い1階の教室等が想定されている。
か行		
29,31, 33	かぶり厚さ	鉄筋コンクリートの設計に用いる項目のひとつで、鉄筋からコンクリート表面までの最短距離のこと。
7	基金	自治体が条例の定めに基づいて特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、任意に設置した資金または財産。
8	基礎的環境整備	障害のある子どもが他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことを「合理的配慮」といい、「基礎的環境整備」とは、「合理的配慮」の基礎として、国、都道府県、市町村が法令に基づき又は財政措置等により行う環境整備のことを指す。
12,19, 20	既存不適格	建物について、着工時は適法であったが、その後の法改正等によって、現在の法律に適合しなくなってしまうこと。その建物を改変することなく継続して利用する場合には、現在の法律を遡及して適用することはないが、増築や建替えを行う場合には、原則法令に適合するよう建築しなければならない。
17,22, 24,25, 28	教育相談室	学校において子どもたちや保護者の教育相談に対応する心理を専門とする臨床心理士を配置し、相談に対応できる部屋。臨床心理士としての呼び名はスクールカウンセラー、教育相談員の2種類があり、スクールカウンセラーは東京都、教育相談員は本市が配置している。
18,30, 31,32, 33	躯体	建築物の構造体のこと。構造躯体という場合は、建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい等)、床版、屋根版、横架材(梁など)などをいう。
29,30, 31,32, 33,34	健全度	学校施設整備において、国費等の補助を受ける際の根拠となる「学校建物の耐力度測定方法」に規定されている指標のひとつで、対象建物が建築時以降に老朽化した度合いを調べ、構造体の劣化を調査した結果のこと。
39	計画通知	本市は建築主事を置く「特定行政庁」である。特定行政庁が建築物を建築する場合、建築主事に「計画通知」を行い、その建築計画が建築基準法令や建築基準関係規定に適合していることについて、建築確認申請と同様の審査を受け、確認済証の交付を受けなければ工事に着手することができない。
10,11	建築面積	建築物の外壁またはこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（建物を真上から見たときの外周で求めた面積）。
10	建ぺい(蔽)率	敷地面積に対する建築面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加または緩和される場合がある。
29,31, 32	コア抜き	コンクリート建物の配線、配管の増設や、耐震診断のテストピース採取のため、構造躯体（壁、床、梁、柱）に穴を開けること。

頁	用語	説明
1,2,12,38	公共施設等総合管理計画	少子高齢化の進行に伴い、税収の増加が見込めないこと、社会保障関連費が増加することなど、将来の財政状況が厳しいことが予測される中、これまで整備してきた公共施設・都市基盤施設の多くが更新時期を迎えるにあたり、計画的な整備・更新を行うため、すべての公共施設・都市基盤施設を俯瞰する基本的な方針を定めた計画。総務省の要請を受け、武蔵野市では平成29(2017)年2月に策定した。
5,9,17,22,26,28,37	こどもクラブ	国が定義する、放課後児童健全育成事業「学童クラブ」(厚生労働省所管)の、武蔵野市での名称。保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。
22,26,28	個別支援教室	在籍学級の授業での一斉指示による学習に困難を示している児童を対象として、個々の児童の理解に合わせて、教科の補修指導を行うことにより、在籍学級での学習意欲の向上を図るための教室。武蔵野市独自の制度で、全小学校に設置している。
30,31,32,33,34	コンクリートの圧縮強度	圧縮強度は、圧縮荷重に対する1平方mmあたりの耐力。単位はN/mm ² 、kN/m ² などで表記する。
12	コンクリートの供用期間	コンクリートに重大な劣化が生じない期間で、耐用年数ともいう。計画供用期間は、短期(30年程度)、標準(65年程度)、長期(100年程度)、超長期(200年程度)の級があり、各級に応じて、設計基準強度等の仕様が変わる。
12,29,31,32,33	コンクリートの中性化	大気中の二酸化炭素(CO ₂)がコンクリート内に侵入し、炭酸化反応を引き起こすことにより、本来アルカリ性である細孔溶液のpHを下げる現象である。中性化はコンクリート表面より進行し、鉄筋などの鋼材位置に達すると、不動態被膜を破壊する。これにより鋼材を腐食させ、腐食生成物の体積膨張により、コンクリートのひび割れ・剥離を引き起こし、耐荷力など構造物の性能低下が生じる。また、ひび割れが発生したコンクリートはさらにCO ₂ の侵入を促すため、中性化によるコンクリート構造物の劣化、雨水等の浸入による鉄筋の腐食を加速させることが知られている。
さ行		
12,27	斜線制限	敷地北側、道路や隣地の日照、通風、採光等を確保するため、建築物の各部分の高さを制限する規定。「北側斜線」、「道路斜線」、「隣地斜線」、「高度斜線」などがある。
8	主体的・対話的で深い学び	児童に必要な資質・能力を育むための学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点として位置付けられたもの。具体的には、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されている。 ①学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているかという視点。 ②子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているかという視点。 ③習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているかという視点。

頁	用語	説明
23	省エネ・再エネ東京仕様	東京都が「2020年までに東京のエネルギー消費量を2000年比で20%削減する」という目標の達成に向け、都有建築物の改築等において、エネルギーの使用の合理化を図ることを目的に定めた基準。
15,17	スケルトン・インフィル	建物のスケルトン（柱・梁・床等の構造躯体）とインフィル（内装・設備等）とを分離した工法。内部の間仕切り、設備部分は自由に変更可能であり、将来の用途変更が可能となる。
31,33,34	設計基準強度(F_c 値)	コンクリート建物の構造設計において、設計上の基準として用いるコンクリートの圧縮強度のこと。これにより柱や梁等のコンクリート断面や鉄筋量を定めることになる。
20,28	ゾーニング	空間（部屋や区画）を用途別に分けて配置すること。
た行		
9,10,12	高さ制限	建築基準法において、ある地区や地域の建築物の高さの最高限度を定めること。具体的には、「絶対高さ制限」「道路斜線制限」「隣地斜線制限」「北側斜線制限」「日影規制（日影による中高層建築物の高さの制限）」がある。
6,12,17,27,38	多機能化	一つの施設に複数の機能を持たせる手法（例：学校の屋内運動場を平日昼は学校施設として授業等で使い、夜間・休日は市民施設として一般開放する、など）。
16,26	多目的トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加え、オストメイト対応の設備などを備えることで、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者などの多様な人が利用可能としたトイレ。
22,25,26,28	地域子ども館	武蔵野市においては、放課後児童対策として行っている自由来所型の放課後子供教室「あそべえ」と、放課後児童健全育成事業「子どもクラブ」の連携を強化し、ふたつの事業を合わせて「地域子ども館」として（公財）武蔵野市子ども協会に委託し、運営を行っている。
9,17,25	チーム学校	多様化・複雑化する課題に対し、教員以外の専門人材と連携・分担して対応することで、教員が本来業務である教育指導に注力できるようにする体制を示す言葉。多様な人材の参画を可能とする連携・協働体制や学校の組織全体を効果的に運営するためのマネジメントが必要となる。平成27（2015）年、中央教育審議会が答申した。
11	地区計画	都市計画法で定められている制度で、町丁や街区、あるいは共通した特徴を持っている場所を範囲とする「地区」を単位として、道路、公園等の配置や、建築物等の用途、形態等に関する事項を一体的に定める計画。 地区という身近な単位で考えるまちづくりのために、住んでいる住民が話し合い、地域の実情に応じて建物の用途や建ぺい率、容積率、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度、垣・柵などについて規定し、最終的には市町村が都市計画として定める。 地区計画を定めることにより、建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き変わり、建築行為や開発行為を行う場合に守らなくてはならない地区独自のルールが適用される。
6,18,19,20,33	長寿命化改修	老朽化した施設を、将来にわたって長く使い続けるため、単に物理的な不具合を直すのみではなく、建物の機能や性能を、可能な範囲で引き上げるための改修。
18	長期仕様	長期の使用に耐えうる建物とするため、高い躯体強度となる材料を使用したり、スケルトン・インフィルの考え方を取り入れた仕様とすること。

頁	用語	説明
20,37	投資的経費	支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられ、ストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業・災害復旧事業・失業対策事業から成る。
10	特定行政庁	建築主事を置く市町村の区域については、当該市町村の長をい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。
8,22,26,28,32	特別支援学級	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うための学級。障害種別のほか学籍のあり方により固定学級、通級指導学級に分かれる。
7,8,22,26,28	特別支援教室	通常の学級に在籍する情緒障害等（高機能自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障害、学習障害等）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対し、障害の状態に応じて自立活動の指導を行うための教室。指導教員が各校を巡回し、指導を行う。
な行		
9,12,27	日影規制	周囲の敷地の日照を確保することを目的として、冬至の日を基準にして、一定時間以上の日影が生じないように、建築物の高さを制限するもの。「日影による中高層の建築物の制限」の略。
4,5,10,11	延床面積	建築物における、各階の床面積の合計。
は行		
15,16,20,27	バリアフリー	原義は「障害・障壁のない」という意味。日常生活や社会生活における物理的、心理的な障害や、情報に関わる障壁などを取り除いていくことをいう。
27	ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す。特に近年、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に、生物の生息・生育環境空間を整備したものを指すことが多い。現在、武蔵野市では全小学校に水辺空間を中心としたビオトープを設置している。
16	非構造部材	柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁（外装材）など、構造体と区別された部材。
12	ファシリティマネジメント	企業、団体等が組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動。
6,12,17,27,38	複合化	複数の機能を一つの施設内に集約する公共施設マネジメント手法の一つ。公共施設の総床面積を縮小し、更新・維持管理費の縮減につなげるだけでなく、それぞれの機能に相乗効果と付加価値を与えるメリットがある（例：学校教育施設である学校内に、防災施設である防災倉庫を設置する）。
20	防火区画	建築基準法に定められた区画で、火災時に火炎が急激に燃え広がることを防ぐためのものである。準耐火建築物および耐火建築物に求められるもので、技術的基準は建築基準法施行令第112条に定められている。面積区画、堅穴区画、異種用途区画等の種類がある。
18,34,38	保全・改修計画	本市の公共施設全体の保全整備として、施設の物理的な経年劣化や機能劣化に対応する劣化保全、法令改正等に対応する快適性の低下などを調査し客観的な評価を行うとともに適切に維持管理する改良保全に加え、保全部位の改修と同時にの内装改修等を効率的に維持管理していく計画。施設ごとに保全等に係る各種改修工事や大規模改修工事の時期や整備内容、事業費などを定める。

頁	用語	説明
や行		
15,16	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
10	容積率	敷地面積に対する延床面積の割合。用途地域で上限が定められるほか、敷地や建物の条件等により、追加または緩和される場合がある。
10,11	用途地域	都市計画法に基づき、都市地域の土地利用の合理的利用を図り、市街地環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物の建築を用途や規模などにより規制する制度。
8	余裕教室	児童生徒数の減少により、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室。
5,12,18,34	予防保全	劣化の進行を予測したうえで、損傷が深刻化する前に修繕を行う管理手法。
ら行		
26	ラウンジ	短い時間にも児童・生徒が気軽に休憩、談話等に利用することのできる空間。
14,15,22,24,26,28	ラーニング・commons	本来は図書館などに設けられる総合的な自主学習のための環境で、ICT機器や学習スペースなどを備え、従来からある書籍の閲覧だけでなく、グループ学習や討論会などさまざまな学習形態の活用に対応するためのスペース。本市の改築後の学校においては、従来の学校図書館、パソコン教室に、多目的室の機能などを加えた総称として用い、学習の中心として位置づけることを検討している。
5	LAN(ラン)	限られた範囲内にあるコンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。Local Area Networkの略。
8,26	ランチルーム	1つの学級以上の人数が一斉に給食を食べることを想定し、普通教室とは別に設置する部屋。
わ行		
39	ワークショップ	本来「作業場」や「工房」を意味するが、まちづくり分野においては、地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立てたり、進めていく共同作業とその総称として用いられる。ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者全員が体験するものとして運営される形態が標準的である。

武蔵野市学校施設整備基本計画

令和 2 年 3 月

発行：武蔵野市教育委員会

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

編集：武蔵野市教育委員会 教育部 教育企画課

電話：0422-60-1972